

犯罪による収益の移転防止に関する法律及び  
同政省令に関するQ & A 【改訂5版】

令和4年6月17日

日本証券業協会

## —— 目次 ——

I	犯収法改正の概要	7
1	犯収法改正のポイント	
2	既存顧客等への対応（経過措置）	
II	取引時確認	14
3	顧客等が自然人である場合の取引時確認の必要事項	
4	顧客等が法人である場合の取引時確認の必要事項	
5	顧客等が国等である場合の取引時確認の必要事項（1）	
6	顧客等が国等である場合の取引時確認の必要事項（2）	
7	顧客等が人格のない社団又は財団である場合の取引時確認の必要事項	
8	「取引を行う目的」と顧客カードにおける「投資目的」	
9	特定投資家の「取引を行う目的」	
10	「取引を行う目的」の申告を受ける方法	
11	職業	
12	国等の事業の内容	
13	「事業の内容」の確認・記録	
14	「事業の内容」を確認する書類	
15	「官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもの」	
16	人格のない社団若しくは財団の「事業の内容」	
17	外国の法令に基づく資料による「事業の内容」の確認	
18	実質的支配者の確認方法	
18-2	実質的支配者の確認方法（実質的支配者情報一覧の写しによる確認）	
19	実質的支配者の確認範囲について	
20	上場会社等の実質的支配者の確認	
21	実質的支配者の該当性について①	
22	実質的支配者の該当性について②	
23	実質的支配者の該当性について③	
24	議決権を確認する基準日	
25	議決権保有割合の考え方	
26	議決権保有者が不明又は開示を拒否された場合	
27	国等が実質的支配者の場合	
28	顧客等が自然人である場合の代表者等	
29	顧客が法人である場合の代表者等の確認方法	

- 30 顧客が法人である場合の代表者等の確認方法（社員証又は名刺）
- 31 顧客が法人である場合の代表者等の確認方法（申込書等）
- 32 代表者等であることの確認記録
- 33 代表者等であることを確認する相手
- 34 簡素な顧客管理を行うことが許容される取引

### Ⅲ 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に 際して行う確認（法第4条第2項の確認）……………31

- 35 なりすまし等の確認が必要な場合（1）
- 36 なりすまし等の確認が必要な場合（2）
- 37 イラン又は北朝鮮に居住する者
- 38 外国PEPsについて
- 39 外国PEPsの範囲について
- 40 外国PEPsの確認方法について
- 41 実質的支配者の書類による確認
- 42 更新された同種の本人確認書類による確認
- 43 法定書類以外のものによる確認
- 44 資産及び収入の状況の確認
- 45 EDINETによる資産及び収入の状況の確認
- 46 民間のデータベースによる資産及び収入の状況の確認
- 47 配偶者の資産・収入の状況に関する書類による確認
- 48 「200万円」の評価方法
- 49 「厳格な顧客管理を行う」ことを顧客に告げること

### Ⅳ 顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引……………37

- 50 顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引
- 51 疑わしい取引①
- 52 疑わしい取引②

### Ⅴ なりすまし調査……………39

- 53 新規口座開設時における、非対面取引での「なりすまし」防止
- 54 既存口座における、継続的な調査による「なりすまし」防止
- 55 既存口座の「なりすまし」調査について

### Ⅵ 疑わしい取引の届出……………46

- 56 疑わしい取引の届出の判断方法

57	新規顧客の取引について	
58	継続取引について	
59	高リスク取引について①	
60	高リスク取引について②	
61	疑わしい取引の届出（個人番号カード、年金手帳、健康保険証）	
<b>VII</b>	<b>法第 11 条関係</b> .....	<b>51</b>
62	「当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置」	
63	特定事業者作成書面について	
64	保存している確認記録・取引記録等の継続的精査、必要な情報収集・情報の整理、分析	
65	統括管理する者について	
66	統括管理する者の承認について	
67	取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成	
68	特定業務に従事する職員として採用するために必要な措置	
69	監査の実施	
<b>VIII</b>	<b>取引時確認を行う者について</b> .....	<b>58</b>
70	顧客が法人の場合の取引時確認	
71	顧客が民法上の組合の場合の取引時確認	
72	顧客が信託銀行の場合の取引時確認	
73	特金勘定の場合の取引時確認	
74	法人の代表者・取引担当者の変更に係る取扱い	
75	財形契約等の場合の取引時確認	
76	ミリオン等の場合の取引時確認	
77	代理人による取引の場合の取引時確認	
<b>IX</b>	<b>取引時確認が必要な取引について</b> .....	<b>61</b>
78	金融商品取引における取引時確認	
79	施行規則第 4 条第 1 項第 4 号の解釈	
80	施行規則第 4 条第 1 項第 9 号の解釈	
81	有価証券の預託行為等に係る取引時確認	

X	顧客等の本人特定事項の確認方法について	63
82	「取引関係文書」の範囲	
83	海外への郵送の取扱い	
84	本人確認書類のファクシミリ送信	
85	来店等による顧客の本人確認書類の写しの受入れ	
86	施行規則第13条第1項第1号の解釈	
X I	本人確認書類について	64
87	旅券等の住居の記載	
88	「官公庁」の範囲	
89	施行規則第7条第4号の解釈	
90	本人確認書類毎の取引時確認の方法について	
91	代理人からの提示について	
92	個人番号カード・通知カードについて	
93	本人確認書類における留意点（基礎年金番号、被保険者等記号・番号等、個人番号、機微情報）	
94	例外的に複数の本人確認書類を用いた本人特定事項の確認	
95	補完書類を用いた現在の住居の確認	
X II	既に取り引時確認等を行っている顧客の取扱いについて	70
96	既に取り引時確認等を行っていることを確認したことに関する記録	
97	顧客が国等の場合の取引時確認済みであることの確認	
98	電話による注文の場合の面識ありの取扱い	
99	代表者等が変更した場合の面識ありの取扱い	
100	「顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す書類その他の物」の範囲	
101	「顧客等しか知り得ない事項その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項」の範囲	
X III	確認記録について	72
102	取引時確認を行った者、確認記録の作成者の記載	
103	確認記録の「氏名その他の当該者を特定するに足る事項」の記載	
104	確認記録の「本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻」の記載	
105	確認記録の「取引時確認を行った取引の種類」の記載	
106	確認記録の「確認を行った方法」の記載	
107	確認記録の「当該代表者等と顧客等の関係」の記載	

108	「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由」	
109	確認記録の「当該代表者等と顧客等の関係」の確認	
110	本人確認記録について（個人番号カード）	
111	本人確認記録について（年金手帳）	
112	本人確認記録について（健康保険証）	
113	本人確認記録について（実質的支配者）	
114	本人確認記録について（外国PEPs）	
115	国等の取引担当者が変更になった場合の取扱い	
116	施行規則第20条第3項の解釈	
117	確認記録と顧客カードの兼用	
XIV	取引記録等について	78
118	取引記録等の作成・保存の範囲	
119	取引記録等の法定帳簿による代替	
120	「財産移転を伴う取引」の解釈	
XV	引受に係る取引時確認義務関係	79
121	引受に係る取引時確認義務	
122	売出人が複数いる場合の取扱い	
123	取引時確認の主幹事会社への委託	
XVI	その他	80
124	外国会社及び外国所在営業所における取引時確認の措置等について	

## 犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ & A【改訂5版】

令和4年6月17日  
日本証券業協会

本Q & Aにおいては、以下の略称を用いています。

- 法……………犯罪による収益の移転防止に関する法律
- 施行令……………犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令
- 施行規則……………犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則
- 平成23年改正法……………犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成23年）
- 平成27年改正法令……………犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年）及び改正政省令（平成27年）
- 平成30年改正法令……………犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令。なお、平成30年11月30日施行と平成32年4月1日施行の2段階に施行されるが、本Q & Aでは平成32年4月1日施行も踏まえての記載としている。
- 整備令……………犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成24年）
- 番号法……………行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- 監督指針……………金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針
- パブコメ（平成23年）…平成23年に実施されたパブリックコメントにおける警察庁等の考え方（平成24年3月26日公表）
- パブコメ（平成27年）…平成27年に実施されたパブリックコメントにおける警察庁等の考え方（平成27年9月18日公表）
- パブコメ（平成30年）…平成30年に実施されたパブリックコメントにおける警察庁等の考え方（平成30年11月30日公表）
- 金融庁マネロンガイドライン…マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（平成30年2月6日公表）

## I 犯収法改正の概要

### 1-1 犯収法令改正（平成 30 年 11 月 30 日施行）のポイント

Q 平成 30 年改正法令（平成 30 年 11 月 30 日施行）のポイントは。

A 平成 30 年改正法令（平成 30 年 11 月 30 日施行）のポイントは次のとおり。

#### (1) オンラインで完結する本人確認方法の創設

F i n T e c h に対応した効率的な本人確認方法として、「顧客が専用アプリのカメラを利用する本人確認の方法」「顧客が専用アプリのビデオ通話を利用する本人確認の方法」「顧客が専用アプリで I C カードリーダーを利用する本人確認の方法」「銀行等に『顧客の本人特定事項』を照会（A P I）して本人確認を行う方法」「顧客の銀行口座に一定額を振込み、インターネットバンキングの取引明細を確認する方法」が創設され、オンラインで本人確認が完結することができるようになった。なお、オンラインで完結する本人確認方法については、本協会が作成する「オンラインで完結する本人確認方法の実務上の取扱い」を参照。

#### (2) 法人の本人特定事項の確認方法の追加

「法人の代表者等から法人の本人特定事項の申告を受け、一般財団法人民事法務協会からの登記情報の送信を受ける方法」、「法人の代表者等から法人の本人特定事項の申告を受け、国税庁により公表されている法人の名称及び所在地を確認する方法」が新たに創設された。

※ 非対面取引で上記の確認方法を用いる場合には、一部の場合を除き、本店等に転送不要郵便を送付する必要がある。

#### (3) 施行規則第 19 条「確認記録の作成方法」への追加

オンラインで完結する本人確認方法の開始、法人の本人特定事項の確認方法が追加されたことにより、本人確認用画像情報として取得した「本人確認書類の画像」「自身の容貌の画像」「I C チップに記録された情報」「送信された登記情報」等についても確認記録として保存する旨が追加された。

#### (4) 施行規則第 20 条「確認記録の記録事項」への追加

オンラインで完結する本人確認方法の開始、法人の本人特定事項の確認方法が追加されたことにより、本人確認用画像情報として取得した「本人確認書類の画像」や「自身の容貌の画像」「I C チップに記録された情報」「送信された登記情報」等については送信を受けた日付等を記録する旨が追加された。

## 1-2 犯収法令改正（平成32年4月1日施行）のポイント

Q 平成30年改正法令（平成32年4月1日施行）のポイントは。

A 平成30年改正法令（平成32年4月1日施行）のポイントは次のとおり。

### (1) 第6条第1項第1号チの内容

従来は、本人確認書類の原本又はその写しの送付を受けるとともに、転送不要郵便を送付する方法が認められていたが、下記のように改正された。

- ①本人確認書類の原本の送付＋転送不要郵便
- ②本人確認書類に組み込まれたICチップ上の情報（氏名、住居、生年月日）の送信＋転送不要郵便
- ③本人確認書類（一を限りに発行されるものに限る。）の画像情報（特定事業者が提供するソフトウェアで撮影された、氏名、住居、生年月日、当該本人確認書類の厚みその他の特徴）＋転送不要郵便

### (2) 第6条第1項第1号リの内容

従来は、本人確認書類の原本又はその写しの送付を受けるとともに、転送不要郵便を送付する方法が認められていたが、下記のように改正された。

- ①2種類の本人確認書類の写し＋転送不要郵便
- ②1種類の本人確認書類（※）の写し＋補完書類（公共料金の領収書等。同居する者のものも可）の原本又は写し＋転送不要郵便

※ 本人確認書類に現在の住居の記載がない場合、当該方法では、2種類の補完書類（うち1種類は同居する者のものでも可）が必要。

なお、上記（1）（2）のように取引時確認は強化されているものの、第6条第1項第1号ヌにより、証券口座の開設においてはマイナンバーを取得することから、従来の方法どおり、本人確認書類の原本又はその写しの送付を受けるとともに、転送不要郵便を送付する方法が認められている。

### (3) 本人限定受取郵便（第6条第1項第1号ル）の強化

従来、本人限定受取郵便については、本人確認書類の提示が必要であったが、本改正により「写真付き本人確認書類」に限定されることとなった。

（参考）平成27年改正法令（平成28年10月1日施行）のポイントは次のとおり。

### ① 疑わしい取引の届出に関する判断方法

疑わしい取引の届出に関する判断方法について、従来の犯収法においては、「取引時確認の結果その他の事情を勘案して」とされていたが、「取引時確認の結果や当該取引の態様その他の事情、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案しつつ、施行規則で定める具体的項目に従い、疑わしい点があるかどうかを確認するなどの方

法による判断が必要」となった。(Q56を参照)

② 外国PEPsとの取引における厳格な取引時確認の実施

外国PEPs(外国の政府等において重要な地位を占める者(外国の国家元首等)とその地位にあった者、それらの家族及び実質的支配者がこれらの者である法人)との取引について、厳格な顧客管理を行う必要性が特に高い取引として位置付けられたため、顧客が外国PEPsに該当するかどうかの確認が必要となった。(Q38～40を参照)

③ 取引時確認等を的確に行うための措置の拡充

従来、「使用人に対する教育訓練の実施」等の努力義務が規定されていたが、規程の作成、統括管理する者の選任、必要な監査の実施、特定事業者作成書面の作成等、その努力義務が拡充されたため、当該措置への対応が必要となった。(Q63～69を参照)

④ 実質的支配者の定義について

法人の実質的支配者に関して、従来の確認範囲では法人が実質的支配者になることや実質的支配者の該当のない場合もあったが、実質的支配者の定義が変更され、個人又は国等(上場企業等を含む)まで遡ることが必要となり、すべての法人において実質的支配者が存在することとなった。(Q18～27を参照)

⑤ 顔写真のない本人確認書類に係る取引時確認方法の変更

従来、原本提示のみで取引時確認が完了していた保険証等の顔写真のない本人確認書類については、当該本人確認書類の原本提示に加え、他の本人確認書類等の提示又は関係書類の転送不要郵便の送付が必要となった。(Q90を参照)

(参考)平成23年4月の犯収法改正(平成25年4月1日施行)のポイントは次のとおり。

※ 下線部については平成27年改正法令により、内容に変更があるため、この項の末尾の留意事項を確認すること。

(1) 確認事項の追加

顧客等との間で特定取引を行う際の確認について、本人特定事項(\*1)の確認に加え、次の事項の確認が義務付けられた。

① 取引を行う目的

② 顧客等が自然人である場合は職業、法人である場合は事業の内容

③ 顧客等が法人である場合で当該顧客等の実質的支配者(\*2)が存在するときは、その者の本人特定事項

\*1. 本人特定事項とは

個人の場合：氏名、住居及び生年月日

法人の場合：名称及び本店又は主たる事務所の所在地

＊ 2. 実質的支配者とは、「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある」として施行規則で定める者をいう。

(2) 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認  
顧客等の中で次のいずれかに該当する取引を行うに際しては、当該顧客等について、上記(1)の事項に加え、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認が義務付けられた。

- ① 取引の相手方が契約時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引
- ② 契約時確認が行われた際に当該契約時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との取引
- ③ イラン又は北朝鮮に居住し又は所在する顧客等との間における特定取引その他イラン又は北朝鮮に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴う特定取引

なお、①、②の取引に係る本人特定事項の確認は、契約時に行った当該事項の確認の方法とは異なる方法(異なる書類を用いる)により行わなければならない。

また、資産及び収入の状況の確認は、疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度で行うこととなる。

(3) 取引時確認等を的確に行うための措置

金融商品取引業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならない。

なお、上記の平成23年改正点のうち平成27年改正法令では以下の点が変更になっているため、留意が必要である。

(1) 実質的支配者の定義の変更

- ・ 実質的支配者の定義が変更され、実質的支配者が存在しない場合はなくなったため、上記(1)③については、「顧客等が法人である場合は、当該顧客等の実質的支配者の本人特定事項」となった。

(2) 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認

- ・ 上記(2)の①～③に加え、④外国PEPsが追加された。

(3) 取引時確認等を的確に行うための措置

- ・ 取引時確認等を的確に行うための措置については、上記に加え、規程の策定、

統括管理する者の選任、必要な監査の実施、特定事業者作成書面の作成等の措置に努めることとされ、措置が拡充された。

(関係法令条文等) 法第 4 条第 1 項、第 2 項、第 11 条、施行令第 11 条、第 12 条、施行規則第 14 条、第 32 条

## 2 既存顧客等への対応（経過措置）

### (1) 住民基本台帳カードの経過措置

**Q** 既に発行済みの住民基本台帳カードについて、有効期限内は引き続き、本人確認書類として使用可能との理解でよいか。

**A** 発行済の住民基本台帳カードについては、その効力を失う時又は個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなすこととする旨の経過措置が附則に規定されているので、それに該当する場合は使用できる。

(関係法令条文等) 施行規則第 7 条第 1 号、施行規則附則第 2 条、パブコメ No. 90 (平成 27 年)

### (2) 実質的支配者の既存顧客への対応方法

**Q** 平成 27 年改正法令の施行日前に旧施行規則に基づき、実質的支配者の確認を実施済みの顧客に対しても、改めて新施行規則第 11 条に規定する実質的支配者の確認が必要か。

**A** 平成 27 年改正法令の施行日以後に行う特定取引が施行日前の取引に関連する取引（施行日前に開設した証券口座を用いて施行日以後に行う特定取引等）である場合については、実質的支配者の本人特定事項の確認は不要である。

また、施行日前に本人特定事項の確認を行っている実質的支配者が、施行日後の基準である新施行規則第 11 条第 2 項に規定する実質的支配者に該当する場合には、改めて実質的支配者の本人特定事項を確認することは不要である。

ただし、施行日前に実質的支配者の本人特定事項を確認した場合であっても、施行日以後に初めて新たな特定取引（施行日前の取引に関連する取引ではない特定取引）を行う場合においては、改めて新施行規則第 11 条第 2 項に規定する実質的支配者の本人特定事項を確認する必要がある。

なお、マネー・ローンダリング等防止の観点からは、実質的支配者の確認ができていない口座については、法人名称変更、住所変更、代表者変更等の際に実質的支配者を確認するなどの手続きを導入し、未確認の状態の解消に努める必要がある。

(関係法令条文等) 施行規則第 11 条、パブコメ No. 208、211～212 (平成 27 年)

(3) 顔写真のない本人確認書類で本人確認済みの顧客への対応方法

Q 平成 27 年改正法令の施行日前に顔写真の貼付のない本人確認書類で本人特定事項の確認を行った顧客について、施行日後に改めて転送不要郵便等の送付、追加の本人確認書類の提示又は送付等により確認を行う必要はあるか。

A 法第 4 条第 2 項又は施行規則第 5 条 (Q 50～52 を参照) で規定する取引に該当しない限り、必要はない。なお、平成 30 年改正法令 (平成 32 年 4 月 1 日施行) においても本人確認が強化されているが、これについても同様である。

(関係法令条文等) 施行規則第 6 条第 1 項第 1 号、パブコメ No. 215 (平成 27 年)

(4) 社員証で顧客等への確認を実施済みの場合の対応方法

Q 平成 27 年改正法令の施行日前に旧法に基づき、取引担当者への権限委任の確認を「社員証」で行った場合、施行日以後に改めて他の方法で確認する必要はあるか。

A 平成 27 年改正法令の施行日前に既に代理権限を確認した既存顧客については、確認済み顧客として扱われ、法第 4 条第 2 項又は施行規則第 5 条 (Q 50～52 を参照) で規定する取引に該当しない限り、再度、取引担当者への権限委任の有無を確認する必要はない。

(関係法令条文等) 施行規則第 12 条第 4 項第 2 号、パブコメ No. 138 (平成 27 年)

(5) 外国 P E P s の確認

Q 平成 27 年改正法令の施行日前に旧法に基づき、取引時確認を行っている顧客に対して、外国 P E P s に該当するかどうかの確認は必要か。

A 既に取引時確認を行った顧客についても、特定取引を行う際には外国 P E P s に該当するかどうかの確認は必要となる。ただし、既存顧客に一律に、外国 P E P s であることを確認することまで求められるものではない。各社において、顧客の申告時や顧客情報の更新を含む継続的な顧客管理の過程で、外国 P E P s に該当する可能性が高いと考えられる外国籍の顧客及び非居住者顧客を確認対象顧客とし、外国 P E P s の該当性を確認することが考えられる。また、日本に居住する日本人が外国 P E P s に該当することも考えられることから、顧客カード等における顧客の職業・勤務先等から外国 P E P s に該当する可能性がある場合には、顧客に申告

を求める等の確認をすることが考えられる。

また、商業用データベース等を活用して、既存顧客との照合を行う方法等も考えられる。

(関係法令条文等) 法第4条第2項第3号、施行令第12条第3項、施行規則第15条、パブコメ No. 22 (平成27年)

#### (参考) 平成23年改正の経過措置

Q 平成23年改正法施行日前に旧法に基づく本人確認を行い取引口座を開設した顧客の行う有価証券の売買その他の取引は、法第4条第1項の適用が除外される「施行日前の取引（中略）において締結された契約に基づく取引」に該当し、法第4条第1項の確認は不要であると考えてよいか。

A 「施行日前の取引（中略）において締結された契約に基づく取引」に該当するかどうかは、今般行おうとしている取引が、改正法施行日前に締結した契約の内容に含まれているかという観点から判断することとなる。

具体的には、総合取引約款等に基づいて開設された口座において行う取引については、「施行日前の取引（中略）において締結された契約に基づく取引」に該当すると考えられる。したがって、総合取引約款等に基づき口座を開設し、旧法に基づく本人確認が行われている顧客が、改正法施行日以後に行う有価証券の売買その他の取引に際しては、法第4条第1項の確認は不要である。

また、総合取引約款等に係る契約を締結していない場合であっても、債券等の現先取引に関する基本契約等の特定取引に係る基本契約を改正法施行前に締結しており、かつ、その際に旧法に基づく本人確認が行われている顧客が、改正法施行日以後に当該基本契約に基づき行う取引に関しては、法第4条第1項の確認は不要である。ただし、この場合、確認が不要となるのは当該基本契約に係る特定取引（例示の場合は現先取引）に限られることに注意が必要である。

なお、金融機関本人確認法施行以前に協会規則に定める方法により、本人確認・本人確認記録の保存を行っている顧客との取引、及び平成10年3月16日付け会員通知「「仮名（借名）取引」に関する点検について」（日証協（審）9第360号）に従い調査点検を行い、その記録が保存されている顧客との取引については、平成24年整備令第11条の規定に基づき、「旧法第4条第1項の規定による本人確認」とみなされる。

(関係法令条文等) 平成23年改正法附則第2条第4項第1号、第2号、平成24年整備令第8条、第11条、パブコメ No. 137、138 (平成23年)

## II 取引時確認

### 3 顧客等が自然人である場合の取引時確認の必要事項

Q 顧客等が自然人である場合において取引時確認が必要な事項は。

A 顧客等が自然人である場合には、当該顧客等について、次の事項の確認を行わなければならない。

- ① 本人特定事項（氏名、住居、生年月日）
- ② 取引を行う目的
- ③ 職業

また、顧客等と異なる自然人をいわゆる取引代理人等として設定し、取引口座を開設するような場合には、当該顧客等の確認に加え、当該自然人についても、本人特定事項（氏名、住居、生年月日）の確認を行わなければならない。

なお、法第4条第2項に基づく確認については、200万円を超える財産の移転を伴う取引（1回当たりの取引金額を当該閾値以下に引き下げるために、取引を分割したものである場合は、複数の取引の合計額で考えることが望ましい。（Q48を参照））を行う場合には、資産及び収入の状況の確認が必要である。

（関係法令条文等）法第4条第1項、第2項、第4項

### 4 顧客等が法人である場合の取引時確認の必要事項

Q 顧客等が法人（国等に該当する法人を除く。）である場合において取引時確認が必要な事項は。

A 顧客等が法人（国等（国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるものをいう。以下同じ。）に該当する法人を除く。）である場合には、当該顧客等について、次の事項の確認を行わなければならない。

- ① 本人特定事項（名称、本店又は主たる事務所の所在地）
- ② 取引を行う目的
- ③ 事業の内容
- ④ 実質的支配者、その者の本人特定事項（Q18～27を参照）

また、当該顧客等の確認に加え、当該法人のために現に特定取引等の任に当たっている自然人（代表者等）についても、本人特定事項（氏名、住居、生年月日）の確認及び「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等」

に当たることの確認を行わなければならない。(Q29を参照)

なお、法第4条第2項に基づく確認については、200万円を超える財産の移転を伴う取引(1回当たりの取引金額を当該閾値以下に引き下げるために、取引を分割したものである場合は、複数の取引の合計額で考えることが望ましい。(Q48を参照))を行う場合には、資産及び収入の状況の確認が必要である。

(関連法令条文等) 法第4条第1項、第2項、第4項

## 5 顧客等が国等である場合の取引時確認の必要事項(1)

Q 顧客等が国等(人格のない社団又は財団を除く。)である場合において取引時確認が必要な事項は。

A 顧客等が国等(人格のない社団又は財団を除く。)である場合には、当該国等のために現に特定取引等の任に当たっている自然人について、本人特定事項(氏名、住居、生年月日)の確認及び「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等」に当たることの確認を行わなければならない。

(関連法令条文等) 法第4条第1項、第2項、第5項、施行令第14条、施行規則第12条第4項第2号

## 6 顧客等が国等である場合の取引時確認の必要事項(2)

Q 平成23年改正法施行日後に国等に該当する上場会社が口座開設し、その後MBO等により上場廃止した場合であっても法第4条第1項の確認は不要としてよいのか。

A 法第4条第3項の規定により、既に確認を行っている顧客については法第4条第1項の確認は不要とされている(取引時確認済みであることの確認の実施)。

したがって、MBO等によって当該会社が非上場となった場合でも、取引時確認済みであることの確認を行うことができれば、改めて法第4条第1項の確認は不要である。ただし、施行規則第20条第3項に基づく確認記録の変更が必要となる場合がある(実質的支配者と顧客との関係など)。

(関連法令条文等) 法第4条第1項、第3項、施行規則第20条第3項

## 7 顧客等が人格のない社団又は財団である場合の取引時確認の必要事項

Q 顧客等が人格のない社団又は財団である場合において取引時確認が必要な事項は。

A 顧客等が人格のない社団又は財団である場合には、次の事項の確認を行わなければならない。

- ① 当該人格のない社団又は財団のために現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項（氏名、住居、生年月日）
- ② 当該人格のない社団又は財団の取引を行う目的
- ③ 当該人格のない社団又は財団の事業の内容

（関連法令条文等）法第4条第1項、第2項、第5項

## 8 「取引を行う目的」と顧客カードにおける「投資目的」

Q 顧客カードにおける「投資目的」（各社が独自に設ける区分）により確認した項目は、法第4条第1項第2号の「取引を行う目的」に該当するか。

A 顧客カードにおける「投資目的」（各社が独自に設ける区分）により確認した項目は、法第4条第1項第2号の「取引を行う目的」に該当するものと考えられる。

（関連法令条文等）法第4条第1項第2号

## 9 特定投資家の「取引を行う目的」

Q 顧客カードの作成が必須ではない特定投資家については、「取引を行う目的」をどのように確認すればよいか。

A たとえば、顧客カードの「投資目的」と同じ項目に基づき確認することをもって「取引を行う目的」の確認とするなど、あらかじめ各社において確認事項を定めたいうえで確認する必要がある。

（関連法令条文等）法第4条第1項第2号、パブコメ No. 40（平成23年）

## 10 「取引を行う目的」の申告を受ける方法

Q 「取引を行う目的」の確認の方法である「申告を受ける方法」について、具体的にはどのような方法があるか。

A 「申告を受ける方法」としては、顧客等又はその代表者等から「取引を行う目的」を直接聴取する方法、電子メールやFAX等を用いる方法のほか、金融商品取引業者等において「取引を行う目的」を一定の類型に分類し、顧客等又は代表者等から当該類型のいずれかにチェックのある申込書等を受け入れる方法や、インターネット画面上的プルダウンメニューの選択をさせることにより確認する方法も含まれると考えられる。

(関連法令条文等) 法第4条第1項第2号、施行規則第9条、パプコメ No. 37、39 (平成23年)

## 11 職業

Q 法第4条第1項第3号の「職業」については、顧客カードにおける職業分類(「会社役員、会社員・公務員、自営・商工サービス業、主婦、その他」等の分類)により確認・記録することによいか。

A 顧客カードにおける職業分類(「会社役員、会社員・公務員、自営・商工サービス業、主婦、その他」等の分類)により確認・記録することが考えられる。

なお、職業の「申告を受ける方法」は、「Q10 『取引を行う目的』の申告を受ける方法」の例による。

この際、顧客等から複数の職業について申告を受けた場合には、申告を受けたすべての職業を確認・記録する必要がある。一方、顧客等から一つの職業について申告を受けた場合には、申告を受けた一つの職業を確認・記録する必要があるが、顧客等に他の職業がないことまでを積極的に確認することまでは必ずしも求められていないと考えられる。

また、確認事項はあくまで「職業」とされているため、勤務先の名称等から職業が明らかである場合を除き、勤務先の名称等の確認をもって「職業」の確認に代えることはできないと考えられる。

(関連法令条文等) 法第4条第1項第3号、施行規則第10条第1号、第2号、パプコメ No. 42~45 (平成23年)

## 12 国等の事業の内容

Q 国等である顧客等についても「事業の内容」について確認する必要があるか。

A 国等(人格のない社団又は財団を除く。)については、「事業の内容」を確認する必要はない。

一方、人格のない社団又は財団については、「事業の内容」を確認する必要がある、代表者等から申告を受ける方法により確認することとなる。

(関連法令条文等) 法第4条第5項、施行規則第10条第1号

### 13 「事業の内容」の確認・記録

Q 法第4条第1項第3号の「事業の内容」について、定款や登記事項証明書に記載されているすべての事業内容について確認・記録をする必要があるか。

A 法人が営んでいる事業が多数である場合等は、定款や登記事項証明書に記載されているすべての事業内容を確認・記録するのではなく、特定取引等に関係する主たる事業のみを確認・記録することも認められると考えられる。

また、「事業」の単位は、必ずしも定款や登記事項証明書に記載されているものと同一にする必要はなく、たとえば、金融商品取引業者等において一定の事業の類型を作成し、書類又は申告により、そのいずれに該当するかを確認することも認められると考えられる。

なお、仮に登記事項証明書等に記載されているすべての事業についてその内容を確認した場合等には、確認記録に「別紙参照」等と記載して当該登記事項証明書などを添付することも認められる(ただし、その場合には、登記事項証明書等の記載内容に変更があることを知ったときは、当該変更を確認記録に付記するなどする必要がある。)

(関連法令条文等) 法第4条第1項第3号、施行規則第10条第2号、第3号、パプコメ No. 20、46~48 (平成23年)

### 14 「事業の内容」を確認する書類

Q 法人である顧客等の「事業の内容」を確認する場合、「法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの」とは、具体的にどのようなものが考えられるか。

A たとえば、金融商品取引法に基づく「有価証券報告書」や、法令により所管官庁等に提出することとされている「事業報告書」等が考えられる。したがって、EDINET上の有価証券報告書により、事業の内容を確認することができる。

一方、会社のパンフレットやウェブサイトにある事業概要は、これに含まれない(ただし、ウェブサイトに掲載されている有価証券報告書等を除く。)

そして、これらの書類を「確認する方法」としては、顧客等、代表者等その他の関係者から提示又は送付を受ける方法の他、金融商品取引業者等において書類を入手・閲覧する方法が含まれる。

なお、顧客等が上場会社の場合は、上場会社は国等に該当することから、「事業の内容」の確認は不要である。

(関連法令条文等)法第4条第1項第3号、施行規則第10条第2号、パブコメ No. 12、50、52、56 (平成23年)

#### 15 「官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもの」

Q 「官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の事業内容の記載があるもの」や「日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該法人の事業の内容の記載があるもの」とは、具体的にどのようなものが考えられるか。

A たとえば、オンライン登記情報提供制度により提供されている「事業の内容」がこれに該当すると考えられる。これらの書類は、官公庁が発行したものと認められれば、発行した官公庁の印は必須ではない。

また、外国の公的機関が運営しているオンライン登記所により提供されている「事業の内容」もこれに含まれると考えられる。

ただし、単に「事業の内容」が政府又は公的機関のウェブサイトに掲載されているといった場合や、民間のデータベース等については、これに該当しない。

(関連法令条文等)法第4条第1項第3号、施行規則第7条、第10条第2号、第3号、パブコメ No. 54～57 (平成23年)

#### 16 人格のない社団若しくは財団の「事業の内容」

Q 人格のない社団若しくは財団である顧客等の事業内容の確認方法については、「申告を受ける方法」と規定されているが、人格のない社団若しくは財団の規約等を受け入れた場合は、当該書類により事業内容を確認することは差し支えないか。

A そのような方法も差し支えないと考えられる。

(関連法令条文等)法第4条第1項、施行規則第10条第1号、パブコメ No. 41 (No. 37を参照) (平成23年)

## 17 外国の法令に基づく資料による「事業の内容」の確認

Q 外国の法令に基づき作成されたディスクロージャー資料により「事業の内容」を確認することは差し支えないか。

A 外国の法令に基づき作成されたディスクロージャー資料で施行規則第 10 条第 3 号イの要件を満たすものであれば、当該資料により「事業の内容」を確認することは差し支えないと考えられる。ただし、単に「事業の内容」が外国の政府又は公的機関のウェブサイトに掲載されているといった場合又は民間のデータベース等については、これに該当しない。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 1 項、施行規則第 10 条第 3 号、パブコメ No. 58 (平成 23 年)

## 18 実質的支配者の確認方法

Q 実質的支配者及び実質的支配者の本人特定事項については、どのように確認すればよいか。

A 顧客が実質的支配者リスト制度に基づく実質的支配者情報一覧の写し(当該写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成されている。)を提出してきた場合は、当該写しにより確認することが考えられる。ただし、当該写しを利用できるケースは限られるので、次の Q18-2 を参照すること。

上記以外の場合には、実質的支配者及び実質的支配者の本人特定事項については、顧客等の代表者等から申告を受ける方法により確認することが考えられる。法第 4 条第 1 項に基づく確認の場合には、必ずしも書類により確認することまでは求められない(法第 4 条第 2 項に基づく確認の場合については、Q41 を参照)。たとえば、口座設定申込書に、実質的支配者に関する説明を記載したうえで、実質的支配者及び実質的支配者の本人特定事項を記入する欄を設け、顧客等の代表者等に記入してもらう方法が考えられる。また、協会員において当該法人にかかる有価証券報告書等の公表書類を確認する方法も認められる。

ただし、顧客等からの申告について、自社の知識・経験及びデータベース等と照らして合理的でないと考えられる場合には、正確な申告を促す必要がある。なお、実質的支配者に関する当初の回答を偽っていたことが疑われる場合には、次の取引の際に法第 4 条第 2 項の規定による確認を行う必要がある。

なお、マネー・ローンダリング等防止の観点からは、実質的支配者につき不透明な点が解消できない場合や顧客が実質的支配者の確認を拒む場合には、口座開設を

受け付けない方針とすることなどが考えられる。

(関連法令条文等) 法第4条第1項、第2項、施行規則第11条第1項、第14条第3項、パブコメ No. 60～62、65 (平成23年)、パブコメ No. 94、112、114 (平成27年)、監督指針Ⅲ－2－6(1)②ニ

## 18-2 実質的支配者の確認方法 (実質的支配者情報一覧の写しによる確認)

Q 「実質的支配者リスト制度」とはどのような制度か。協会員も利用可能か。

A 「実質的支配者リスト制度」とは、株式会社及び特例有限会社（以下、「株式会社等」という。）の申出により、実質的支配者に関する議決権の保有に関する情報を記載した書面（実質的支配者情報一覧）を商業登記所が確認し、その写しを発行する制度をいい、2022年1月から開始されている。当該写しには、実質的支配者の本人特定事項及び議決権の保有状況等の情報が記載されている。ただし、実質的支配者リスト制度の対象となる実質的支配者は、Q19の【顧客等が株式会社、投資法人、特定目的会社等（資本多数決法人）である場合】のうち①の場合が該当し、②及び③の場合には制度の対象外であるため、Q18に従い、当該写し以外の方法を用いて実質的支配者の確認を行う必要がある。

協会員の利用方法としては、例えば、顧客等の代表者等から当該写しの提出を受けることによって、実質的支配者及び実質的支配者の本人特定事項を確認する方法が考えられる。

なお、実質的支配者情報一覧の写しの施行規則第14条第3項の「議決権の保有状況を示す書類」への該当性については、当該写しにおける「実質的支配者該当性の添付書面」欄の記載が、「株主名簿の写し」又は「法人税確定申告書別表二の明細書の写し」である場合のみ該当し、「申告受理及び認証証明書」である場合には該当しない。

(関連法令条文等) 法第4条第1項、第2項、施行規則第11条、第14条第3項、監督指針Ⅲ－2－6(1)②ニ、商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和3年法務省告示第187号）

## 19 実質的支配者の確認範囲について

Q 実質的支配者の確認について、自然人又は上場企業等まで遡って確認を行うことが必要になったとされているが、具体的にどのような者まで確認を行えばよいのか。

A 実質的支配者については、以下の順序で自然人又は上場会社等（Q27を参照）ま

で遡り、確認を行うことになる。なお、該当性の判断にあたっての考え方、具体例については、Q21～23を参照。

**【顧客等が株式会社、投資法人、特定目的会社等（資本多数決法人）である場合】**

① 議決権の総数の25%超（直接保有・間接保有の合計）を保有する個人・国等はいるか。

⇒ 個人・国等が顧客等の議決権の総数の25%超を直接保有している場合※は、当該個人・国等が実質的支配者に該当する。

⇒ 法人（国等を除く）が顧客等の議決権を保有している場合、当該法人の議決権保有状況についても遡る必要がある。当該法人の議決権の50%超（直接保有分と間接保有分の合算）の保有者として、個人・国等がいた場合は、当該個人・国等が顧客等の議決権を間接保有していることになり、当該間接保有分の議決権又は当該間接保有分と直接保有の議決権を合わせて25%超を保有している場合は、当該個人・国等が実質的支配者に該当する。

② ①がない場合、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人・国等はいるか。

⇒ いる場合、当該個人・国等が実質的支配者に該当する。

③ ①及び②がない場合は、代表権のある者であって、その法人の業務を執行する個人が実質的支配者に該当する。

※ 議決権の総数の25%超を保有する者が病気等により意思能力を欠いている場合及び他の自然人が議決権の総数の50%超（直接保有分と間接保有分の合算）を保有している場合を除く。

**【顧客等が持分会社、学校法人等の場合】**

① 当該法人の収益配当又は財産分配受領権の25%超を保有する個人・国等※はいるか又は出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人・国等はいるか。

② ①がない場合、代表権のある者であって、その法人の業務を執行する者

※ 収益配当等の総数の25%超を保有する者が病気等により意思能力を欠いている場合及び他の自然人が収益配当等の総数の50%超を保有している場合を除く。

（関係法令条文等）法第4条第1項、施行規則第11条、パブコメ No.96～130（平成27年）、監督指針Ⅲ－2－6(1)②ニ

## 20 上場会社等の実質的支配者の確認

Q 上場会社である顧客等について、実質的支配者についての確認は必要か。また、人格のない社団又は財団について、実質的支配者についての確認は必要か。

A 上場会社である顧客等は、法第4条第5項の「国等」に当たるため、実質的支配者についての確認は不要である。

人格のない社団又は財団については、「法人」に当たらないため、実質的支配者についての確認は不要である。

(関連法令条文等) 法第4条第1項、第5項、施行令第14条、施行規則第18条、監督指針Ⅲ-2-6(1)②ニ

## 21 実質的支配者の該当性について①

Q 議決権の総数の25%超を保有する自然人がいる場合とは、どのように判断すればよいか。(議決権の保有率の計算とは、どのように行えばよいか。)

A ある自然人の議決権保有率を計算するには、直接的に保有している議決権だけではなく、間接的に保有している分も合算する必要がある。間接保有とは、当該自然人が支配する法人(当該自然人が議決権の50%超を保有する法人)が有する議決権のことを指す。

具体的には、顧客等において、以下のような考え方に沿って判定を行い、特定事業者はその判定結果の申告を受けることとなる。なお、顧客からの申告が自社の知識、経験及びデータベース等と照らして合理的ではないと考えられる場合には、正確な申告を促す必要がある。

なお、自身の支配目的で投資する場合を除き、信託勘定を通じて、信託銀行が議決権を保有する場合は議決権保有割合を考慮する必要はない。

### 【該当性確認の具体例】

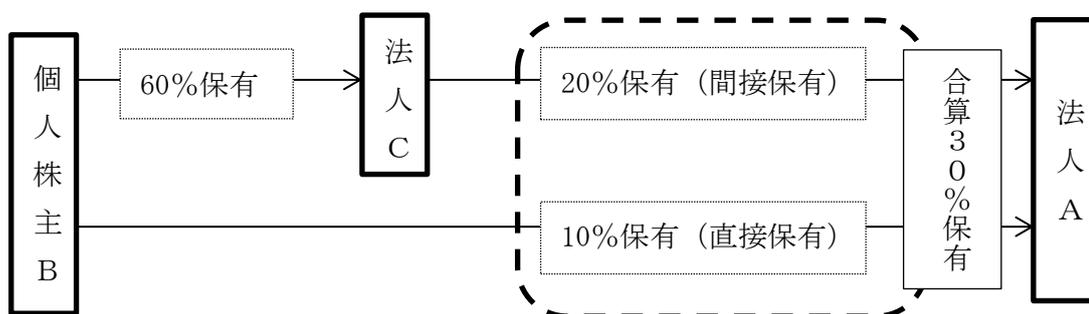
① 法人Aの株式(議決権)を30%保有している個人株主Bがいる場合

→ 個人株主Bは法人Aの株式(議決権)を直接30%保有しているため、実質的支配者に該当する。

② 法人Aの株式(議決権)を10%保有している個人株主Bは、法人Cの株式(議決権)を60%保有しており、法人Cは、法人Aの株式(議決権)を20%保有している場合

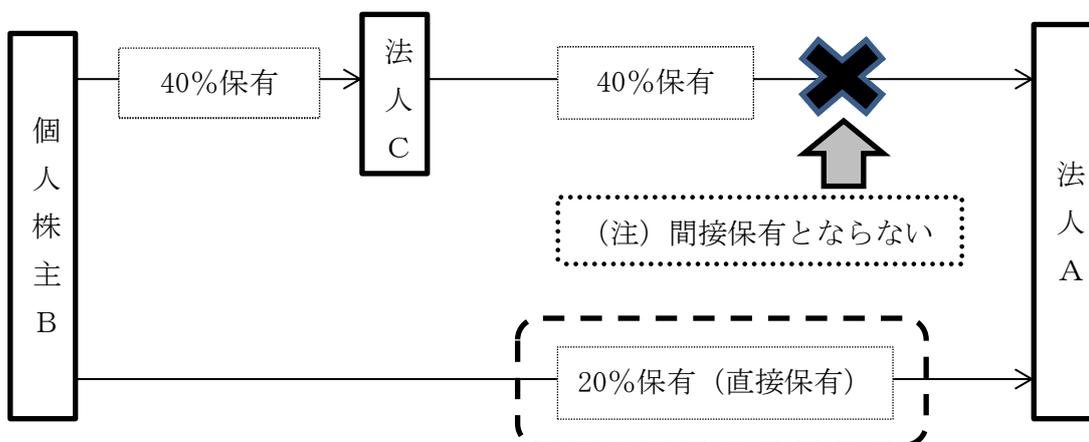
→ 個人株主Bは法人Aの株式(議決権)を直接10%保有し、かつ法人Cを通じて

間接的に 20%保有しており、合計で 30%を保有しているため、実質的支配者に該当する。この場合、個人株主Bの間接保有分を計算する場合、個人株主Bの法人Cの株式（議決権）の保有割合が 60%であるからといって、法人Cの法人Aの株式（議決権）の保有割合を軽減するものではなく（ $20\% \times 60\% = 12\%$ ）と計算するものではなく）、法人Cが保有している法人Aの株式（議決権）20%については、そのすべてを、法人Cの株式（議決権）の 50%超を保有している個人株主Bが保有することとして計算されることとなる。



③ 法人Aの株式（議決権）を 20%保有している個人株主Bは、法人Cの株式（議決権）を 40%保有しており、法人Cは、法人Aの株式（議決権）を 40%保有している場合

→ 個人株主Bは法人Aの株式（議決権）を直接 20%保有しているものの、法人Cの株式（議決権）の保有割合は 40%であり、50%超ではないことから、法人Cが保有している法人Aの株式（議決権）40%は間接保有分として、合算されない。よって、個人株主Bは実質的支配者に該当しない。



④ 法人Aの株式（議決権）40%を保有している個人株主Bと、法人Aの株式（議決権）を55%保有している個人株主Dがいる場合

→ 個人株主Dが実質的支配者に該当する。個人株主Bも法人Aの株式（議決権）を40%直接保有しているが、他の者が50%超を保有している場合には、それ以外の者は実質的支配者に該当しない。

⑤ 上場企業の子会社である信託銀行Eが、銀行勘定で法人Aの株式（議決権）を10%保有し、信託勘定で法人Aの株式（議決権）を20%保有している場合

→ 信託勘定は、自身の支配目的で投資する場合を除き、直接・間接ともに保有割合として考慮しないため、直接保有である銀行勘定分の10%のみ保有していることとなり、信託銀行Eは実質的支配者に該当しない。

（関係法令条文等）法第4条第1項、施行規則第11条、パブコメ No. 94、96～99、104～107、112、128（平成27年）、監督指針Ⅲ－2－6（1）②ニ

## 22 実質的支配者の該当性について②

Q 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人とはどのようなケースか。

A 以下のようなケースが想定されるので、そのような影響力の有無について、顧客の代表者等からの申告に基づき判断することとなる。なお、自ら当該顧客の関連資料等を調べる必要はないが、顧客からの申告が自社の知識、経験及びデータベース等と照らして合理的ではないと考えられる場合には、正確な申告を促す必要がある。

① 法人Aの大口債権を持つ上場企業Bが、その立場を利用し、事業経営の意思決定を事実上支配しているような場合

② 法人Aの顧問である個人C（法人Aの株式（議決権）を10%保有）が、代表権を持たない顧問等の立場ではあるものの、創業者の一族であり、その意思決定により事業経営を事実上支配している場合

③ 法人Aの会長である個人B（法人Aの株式（議決権）20%保有）が代表権を有しており、かつ筆頭株主であることから、個人B自らに法人Aの決裁権限を集約して意思決定を行っており、代表権を持つ社長の意思が事業経営に反映されないなど、個人Bが事業経営を実質的に支配している場合

（関係法令条文等）法第4条第1項、施行規則第11条、パブコメ No. 109、114（平成27年）、監督指針Ⅲ－2－6（1）②ニ

## 23 実質的支配者の該当性について③

Q 代表権のある者であって、その法人の業務を執行する者が複数名いた場合は複数名が実質的支配者に該当するのか。

A 当該法人を代表し、その法人の業務を執行する者が複数名いる場合は、すべての者が実質的支配者に該当する。

ただし、名義貸しによって代表権を有しているが業務は執行していない者又は病气等により意思能力を欠いている者は、実質的支配者には該当しない。

(関係法令条文等) 法第4条第1項、施行規則第11条、パプコメ No. 116～118、124 (平成27年)、監督指針Ⅲ－2－6(1)②ニ

## 24 議決権を確認する基準日

Q 議決権の総数の4分の1を超える議決権を保有しているかどうかを判断する際の基準日はいつか。

A 議決権の総数の4分の1を超える議決権を保有しているかどうかを判断する際の基準日としては、たとえば、直近の株主総会の開催に係る基準日以降で、顧客等が株主割合を把握している直近の日を基準日とすることが考えられる。なお、確認した議決権の割合については、記録する義務はないが、「実質的支配者と当該顧客等との関係」を記録する必要がある。(Q 113を参照)。

(関連法令条文等) 法第4条第1項、施行規則第11条第2項第1号、パプコメ No. 66、110 (平成23年)、監督指針Ⅲ－2－6(1)②ニ

## 25 議決権保有割合の考え方

Q 議決権総数の25%超を保有しているか否かの判定は、直接保有及び間接保有を合計した割合によることとなっているが、この割合を判断するのは、顧客であり、業者がその合計割合に関する真偽の確認までは求められないとの理解でよいか。

A 実質的支配者にかかる議決権保有割合の確認は、顧客等の代表者等から申告を受けるものであり、その真偽を確認する必要はない。

ただし、顧客等からの申告について自社の知識・経験及びデータベース等と照らして合理的でないと考えられる場合には、正確な申告を促す必要がある。

なお、議決権保有割合の判定においては、自然人が有する議決権に、当該自然人の支配法人(当該自然人が議決権の50%超を保有する法人)が有する議決権を加

えて判定する必要がある。

例) 法人Aの株式(議決権)を10%保有している個人株主Bは、法人Cの株式(議決権)を55%保有しており、法人Cは、法人Aの株式(議決権)を20%保有している場合

→ 個人株主Bは法人Aの株式(議決権)を直接10%保有し、かつ法人Cを通じて間接的に20%保有しており、合計で30%を保有しているため、実質的支配者に該当する。この場合、法人Cが保有している法人Aの株式(議決権)20%については、そのすべてを、法人Cの株式(議決権)の50%超を保有している個人株主Bが保有することとして計算することとなる。

(関連法令条文等)法第4条第1項、施行規則第11条第2項、第3項、パブコメ No. 94、112、128(平成27年)、監督指針Ⅲ-2-6(1)②ニ

## 26 議決権保有者が不明又は開示を拒否された場合

Q 法人顧客においても議決権を間接的に保有している自然人がわからない場合又は外国人が議決権を保有しており、海外の規制により開示されない場合において、実質的支配者についての該当性をどこまで確認をする必要があるか。

A 顧客等においても実質的支配者を把握できない場合(当該顧客の株主が株式会社であり、当該株式会社の株主が開示されていない場合又は信託契約を通じて顧客の株式を保有している場合等)には、法人の議決権の総数の25%超を直接又は間接に保有していると認められる自然人がいない場合に該当すると考えられる。よって、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人(Q22を参照)がいればその者を、いない場合は法人を代表しその業務を執行する自然人(Q23を参照)を実質的支配者として、本人特定事項及び実質的支配者と顧客等との関係を確認することとなる。

ただし、特定事業者は、顧客が実質的支配者の該当性の考え方を理解していれば、又は顧客が自社内で適切な部署に確認を行えば、実質的支配者が判明する場合等において、安易に「実質的支配者が把握できない」等の回答を許容することのないよう留意する必要がある。

(関係法令条文等)法第4条第1項、施行規則第11条、パブコメ No. 121(平成27年)、監督指針Ⅲ-2-6(1)①ニ

## 27 国等が実質的支配者の場合

Q 国等(国、地方公共団体、上場会社、年金基金又は独立行政法人等)又は上場

会社の子会社が顧客等の議決権の総数の25%超を保有している場合においても、自然人まで遡り実質的支配者の確認を行う必要があるか。

A 国等又はその子会社（国等で株式会社等に該当するもの（上場会社、国又は地方公共団体が50%超出資している法人）が議決権の50%超を保有する会社等※）に該当する法人が顧客等の議決権の総数の25%超を保有する場合には、当該法人を自然人である実質的支配者とみなし、当該法人の本人特定事項（名称及び本店又は主たる事務所の所在地）及び顧客等との関係の申告を受けることとなる。当該法人が実質的支配者に該当するため、それ以上遡り実質的支配者の確認をする必要はない。

※ 会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。

（関係法令条文等）法第4条第1項、施行規則第11条第4項、パブコメ No. 129、130（平成27年）、監督指針Ⅲ－2－6（1）①ニ

## 28 顧客等が自然人である場合の代表者等

Q 顧客等が自然人である場合、「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等」に当たるものとして、同居親族や法定代理人、及び委任状がある場合と並んで「当該顧客等に電話を架けることその他これに類する方法により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが確認できること」が掲げられているが、「これに類する方法」とは具体的にはどのような方法が考えられるか。

A 「これに類する方法」としては、メール、ファクシミリ等により確認すること、顧客等のところに直接赴いて確認すること等が考えられるが、単にメール等を送信することのみによっては、関係を確認することはできず、顧客等の返信等を要するものと考えられる。

（関連法令条文等）法第4条第1項、第4項、第5項、施行規則第12条第1項、第5項第1号ハ、パブコメ No. 77（平成23年）

## 29 顧客が法人である場合の代表者等の確認方法

Q 顧客等が法人（人格のない社団又は財団は含まれない。）である場合、「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等」とはどのように確認すればよいか。

A 以下の方法で確認を行うことが考えられる。

- ① 代表者等が、顧客が作成した委任状その他の当該代表者等が当該顧客のために当該特定取引等の任に当たっていることを証する書面を有しており、当該書面を確認する方法
- ② 代表者等が、当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていることを確認する方法
- ③ 代表者等が所属する顧客の本店等の営業所等に電話をかけること等により確認する方法
- ④ その他、代表者等と顧客との関係性を認識していることにより確認する方法

なお、社員証については、以前は「当該代表者等が、当該顧客等が発行した身分証明書その他の当該顧客等の役職員であることを示す書面を有していること」の証明書類として認められていたが、平成 27 年改正法令により当該記載は削除されたため、現在では、代表者等の確認方法として認められない。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 1 項、第 4 項、第 5 項、施行規則第 12 条第 5 項第 2 号、パブコメ No. 78、79、81～84、86 (平成 23 年)

### 30 顧客が法人である場合の代表者等の確認方法 (社員証又は名刺)

Q 顧客等が法人 (人格のない社団又は財団は含まれない。) である場合、「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等」に当たるものとして、社員証又は名刺を有していることは認められるのか。

A 平成 28 年 10 月より以前は、社員証は、「当該代表者等が、当該顧客等が発行した身分証明書その他の当該顧客等の役職員であることを示す書面を有していること」の証明書類として認められていたが、当該記載は平成 27 年改正法令により削られたため、代表者等の確認方法として認められないこととなった。なお、名刺については従前より、認められていない。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 1 項、第 4 項、第 5 項、施行規則第 12 条第 5 項第 2 号

### 31 顧客が法人である場合の代表者等の確認方法 (申込書等)

Q 口座開設の申込書等であっても、法人から代表者等への権限の委任が確認できる書面 (たとえば、押印された書面において、当該代表者等が取引を一任する旨の申出が行われている) を受け入れた場合には、「当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることを証する書面を有している」もの

として取り扱って差し支えないか。

A そのように取り扱って差し支えないと考えられる。

(関連法令条文等) 施行規則第 12 条第 5 項第 2 号、パブコメ No. 79 (平成 23 年)

### 32 代表者等であることの確認記録

Q 代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていることを示す「書面」について、当該書面の写し等を保存する必要があるか。

A 取引時確認を行った場合に作成する「確認記録」には、「代表者等と顧客等との関係」及び「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由」を記録することとなる。特定取引等の任に当たっていることを確認した際の書面の写し等を確認記録に添付することにより、「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由」の記録とすることも認められると考えられるが、当該書面の保存自体は法令上求められていない。

(関連法令条文等) 法第 6 条第 1 項、施行規則第 12 条第 5 項、第 20 条第 1 項第 21 号、パブコメ No. 19 (平成 23 年)

### 33 代表者等であることを確認する相手

Q 「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等」に当たることの確認として、施行規則第 12 条第 4 項第 1 号、第 2 号で列举されている方法（登記簿による確認等）のうち、書面については、必ずしも顧客等又は代表者等から提示を受ける必要はないと解してよいか。

A 必ずしも提示を受ける必要はなく、金融商品取引業者等が自ら登記簿などを閲覧して確認することも認められると考えられる。

なお、施行規則第 12 条第 4 項第 2 号ロに規定する「当該顧客等を代表する権限を有する役員」については、代表する権限を有する役員として登記されていることの確認が必要となる。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 1 項、第 4 項、第 5 項、施行規則第 12 条第 5 項第 1 号、第 2 号、パブコメ No. 88 (平成 23 年)、パブコメ No. 134 (平成 27 年)

### 34 簡素な顧客管理を行うことが許容される取引

Q 不在者財産管理人又は相続財産管理人は、施行規則第4条第1項第13号ロに規定する「破産管財人又はこれに準ずる者」に含まれるか。

A 不在者財産管理人には、不在者が選任する場合と、家庭裁判所が選任する場合とがあり、前者については裁判所から選任されるものではないことから、「これに準ずる者」には含まれない。一方、後者については選任、解任及び辞任について裁判所が関与するとともに、裁判所が財産状況の報告及び管理の計算を命ずることができるとされており、裁判所の監督下にあると言えることから、マネー・ローンダリング等のおそれは少なく、「これに準ずる者」に含まれると考えられる。

また、民法第953条に規定する相続財産の管理人は、家庭裁判所が選任することとされていること等により、家庭裁判所に選任された不在者財産管理人と同様、「これに準ずる者」に含まれると考えられる。

(関連法令条文等) 施行令第7条第1項、施行規則第4条第1項第13号ロ

### Ⅲ 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認(法第4条第2項の確認)

#### 35 なりすまし等の確認が必要な場合(1)

Q 代表者等についても、契約時確認に係る代表者等になりすましている疑いがある場合や契約時確認事項を偽っていた疑いがある場合は、法第4条第2項に基づく確認が必要か。

A 顧客等のみならず、代表者等についても、なりすましや偽りの疑いがある場合や契約時確認事項を偽っていた疑いがある場合には、法第4条第2項に基づく確認が必要となる。

(関連法令条文等) 法第4条第2項、施行令第12条、パブコメ No. 95 (No. 50 を参照)  
(平成23年)、監督指針Ⅲ-2-6(1)②ニ

#### 36 なりすまし等の確認が必要な場合(2)

Q 上場会社の代表者等が、契約締結時確認に係る代表者等になりすましている疑いがある場合や契約時確認事項を偽っていた疑いがある場合には、法第4条第2項に基づく確認は当該上場会社の代表者等の本人特定事項のみを契約時確認と

は別の方法により確認すればよいか。

A そのような確認の方法で差し支えないと考えられる。法第4条第5項及び施行令第14条の規定により、上場会社に対する法第4条第2項に規定する確認は取引の任に当たっている自然人（代表者等）の本人特定事項のみを確認することとされている。

（関連法令条文等）法第4条第1項、第2項、第5項、施行令第12条、第14条、監督指針Ⅲ－2－6（1）②ニ

### 37 イラン又は北朝鮮に居住する者

Q イラン又は北朝鮮の国籍である者で、国内に住所がある者は、法第4条第2項第2号に基づく確認が必要か。

また、日本国籍のある者で、転勤等で一時的にイラン又は北朝鮮に居住している者は、法第4条第2項第2号に基づく確認が必要か。

A イラン又は北朝鮮の国籍である者であっても、国内に住所がある者は、法第4条第2項第2号に基づく確認は必要ない。

一方、日本国籍のある者であっても、転勤等でイラン又は北朝鮮に居住し又は所在している者は、法第4条第2項第2号に基づく確認が必要となる。

なお、取引時点においてイラン又は北朝鮮に居住しておらず、その後居住することとなった場合でも、その後当該顧客と特定取引を行わないのであれば法第4条第2項第2号に基づく確認は不要である。

なお、上記を含め犯罪収益移転危険度調査書において、注意を要するとされた国に居住し又は所在する顧客との間で行う取引について、高リスク取引（Q59を参照）と位置付けられることとなったため、統括管理する者の承認等を行う必要がある。

（Q66を参照）たとえば、平成27年の犯罪収益移転危険度調査書においては、「アルジェリア」、「ミャンマー」が該当することとなる。

（関連法令条文等）法第4条第2項第2号、施行令第12条第2項、パブコメ No. 122、127（平成23年）、監督指針Ⅲ－2－6（1）②ニ

### 38 外国PEPsについて

Q 顧客が外国PEPs（外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、その家族等）であるか否かの確認が必要になったが、どのような者が該当し、該当した場合にはどのような対応が必要になる

のか。

A 外国 P E P s とは、以下に該当する者を指す。該当する場合の取引については、法第 4 条第 2 項に基づく確認、統括管理する者による疑わしい点があるかの確認及び承認が必要となる。なお、外国 P E P s の対象には、国連等の国際機関（条約締結権を有するメンバー国間の正式な政治協定により設立された団体）及び日本国政府等において重要な公的地位を有する者は含まれない。

<外国 P E P s >

- ① 外国の元首及び過去外国元首であった者
- ② 外国政府等で重要な地位を占める者として以下に該当する者及び過去に当該地位であった者
  - ・ 我が国における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職
  - ・ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
  - ・ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
  - ・ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
  - ・ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
  - ・ 中央銀行の役員
  - ・ 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員（我が国における沖縄振興開発金融公庫等の政府系金融機関等のような、外国において公共性と信用力を有する法人が想定される）
- ③ ①及び②の家族（Q39 を参照）
- ④ ①～③が実質的支配者である法人

（関係法令条文等）法第 4 条第 2 項第 3 号、施行令第 12 条第 3 項、施行規則第 15 条、パブコメ No. 27、28、34～37（平成 27 年）、監督指針Ⅲ－2－6（1）②ニ

### 39 外国 P E P s の範囲について

Q 外国 P E P s に含まれることとなる家族とは、どのような関係にある者が想定されているのか。

また、顧客が過去に外国政府等において重要な地位を占める者であった場合も外国 P E P s に該当することとなるが、それは退任後の経過期間に関わらず、該当するのか。

A 外国PEPsに含まれることとなる家族として、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む）、父母、実子及び兄弟姉妹、配偶者の父母又は実子以外の子が考えられる。また、過去に外国政府等において重要な地位を占める者であった場合に関し、退任後の経過期間の定めはなく、確認できた範囲で厳格な顧客管理を行うこととなる。

（関係法令条文等）法第4条第2項第3号、施行令第12条第3項第1号、第2号、施行規則第15条、パブコメ No. 24、31、32（平成27年）、監督指針Ⅲ－2－6（1）②ニ

#### 40 外国PEPsの確認方法について

Q 顧客が外国PEPsである場合、厳格な取引時確認の実施が求められることとなったが、外国PEPsに該当するかどうかはどのように確認すればよいか。

A 顧客が外国PEPsに該当するかの確認方法としては、以下のような確認方法のいずれか又は複数を併せて行うことが考えられる。

- ① 顧客等に申告を求める方法
- ② インターネット等の公刊情報を活用して確認する方法
- ③ 民間のデータベースを活用して確認する方法

（関係法令条文等）法第4条第2項第3号、施行令第12条第3項、施行規則第15条、パブコメ No. 22、30（平成27年）、監督指針Ⅲ－2－6（1）②ニ

#### 41 実質的支配者の書類による確認

Q 法人顧客との取引が法第4条第2項の規定に該当することとなった場合の実質的支配者について、書類により確認する必要があるか。

A 法第4条第2項の規定に該当することとなった場合は、実質的支配者について、施行規則第14条第3項第1号又は第2号に定める書類及び顧客の代表者等からの実質的支配者の本人特定事項に関して申告を受けることが必要となる。

（関連法令条文等）法第4条第1項第4号、第2項、施行規則第14条第3項

#### 42 更新された同種の本人確認書類による確認

Q 法第4条第2項第1号イ又はロに掲げる取引について確認する場合に用いる、「当該関連取引時確認において用いた本人確認書類及び補完書類以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写し」について、たとえば、口座開設時に運転

免許証により確認を行っており、その後当該運転免許証が更新されている場合には、更新された運転免許証を用いて当該確認を行うことは可能か。

A 法第4条第2項は、厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認であり、本人特定事項をより確実に確認する趣旨に鑑みれば、更新後の書類は、「当該関連取引時確認において用いた本人確認書類以外の本人確認書類」には当たらないと考えられる。

(関連法令条文等) 法第4条第2項、施行規則第14条第1項、パブコメ No. 94 (平成23年)

#### 43 法定書類以外のものによる確認

Q 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して、実質的支配者を確認する場合、海外における実質的支配者の確認方法として、現地で信頼のおける調査・格付会社から入手した情報により確認することは認められるか。

A 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際し、実質的支配者が誰であるかを確認するために用いる資料については、発行主体は限定されていない。したがって、一定程度の信用性が担保された書類であれば、当該書類により実質的支配者を確認することも認められると考えられる。

ただし、上記により確認された実質的支配者の本人特定事項については、法人の区分に応じて法令により定められた書類又はその写しを確認したうえで、当該顧客の代表者等から実質的支配者の本人特定事項に関して申告を受けることとなることに留意が必要である。

(関連法令条文等) 法第4条第2項、施行規則第14条第3項、パブコメ No. 96 (平成23年)

#### 44 資産及び収入の状況の確認

Q 法第4条第2項における「資産及び収入の状況」の確認は、資産と収入の両方を確認する必要があるか。

A 資産及び収入の状況の確認は、当該顧客等の資産・収入の状況が当該取引を行うに相応なものであるかを判断できる程度に確認することが求められているものであり、当該確認ができれば、必ずしも資産と収入の両方を確認する必要はない。また、顧客等のすべての資産・収入を確認する必要もない。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 2 項、施行規則第 14 条第 4 項、パブコメ No. 97 (平成 23 年)

#### 45 EDINET による資産及び収入の状況の確認

Q 資産及び収入の状況の確認について、EDINET に掲載されている貸借対照表や損益計算書により確認することは差し支えないか。

A 顧客等の貸借対照表や損益計算書が EDINET に掲載されている場合、掲載されている貸借対照表や損益計算書により資産及び収入の状況を確認することは差し支えないと考えられる。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 2 項、施行規則第 14 条第 4 項

#### 46 民間のデータベースによる資産及び収入の状況の確認

Q 資産及び収入の状況の確認について、金融商品取引業者等が通常の業務で用いている法人情報のデータベース (民間の機関 (たとえば帝国データバンク等) が運営するもの) により確認することは差し支えないか。

A 資産及び収入の状況の確認は、一定程度の信用性のある書類により確認することとされているところ、原則として民間のデータベースは含まれないと考えられる。

ただし、民間のデータベースにおいて、当該法人の貸借対照表等を確認できる場合には、当該書類により確認を行うことはできるものと考えられる。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 2 項、施行規則第 14 条第 4 項

#### 47 配偶者の資産・収入の状況に関する書類による確認

Q 施行規則第 14 条第 4 項第 1 号ホで定められている、配偶者の資産・収入の状況に関する書類は、顧客等自身の書類が用意できない場合に限られないとの理解でよいか。

A 配偶者の書類を確認することが認められるのは、主婦等の収入がない者に対して配慮したものと考えられる。したがって、顧客等自身の書類が用意できないときに限られないものと考えられる。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 2 項、施行規則第 14 条第 4 項第 1 号ホ、パブコメ No. 101 (平成 23 年)

#### 48 「200万円」の評価方法

Q 施行令第11条の「200万円」の評価方法は。

A 時価による評価が原則となる。たとえば公社債の入出庫の場合は、額面ではなく時価で評価する。時価による評価が著しく困難であるなどやむをえない事情があり、かつ、時価による評価額と簿価による評価額に有意な差がないと認められる場合には、簿価による評価とすることができる場合もあると考えられる。また、外貨建て取引の場合は円換算金額によって判断する。

なお、「200万円」は取引1件当たりの金額をいい、一定期間の取引の合計金額ではない。ただし、ごく短期間で多数の取引が行われた場合等で、それらの取引全体が実質的に一つの取引と認められることがあることに留意すること。

(関連法令条文等) 法第4条第2項、施行令第11条、パプコメ No. 26、27 (平成23年)

#### 49 「厳格な顧客管理を行う」ことを顧客に告げること

Q 法第4条第2項、施行規則第14条の規定による確認を行うに当たり、「厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引」に該当することを顧客等に告げることは、法第8条第3項に抵触するものではないとの理解で良いか。

A 「厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引」と「疑わしい取引の届出を行おうとする取引」とは同一のものではないので、法第4条第2項の規定による確認を行うに当たり、前者の取引に当たることを顧客等に告げることは法第8条第3項に抵触するものではないと考えられる。

(関連法令条文等) 法第4条第2項、第8条第3項、施行規則第14条、パプコメ No. 126 (平成23年)

### IV 顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引

#### 50 顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引

Q 取引時確認が求められる「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」とは、どのような取引か。

A 「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」には、「疑わしい取引」及び「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」が該当する。これらの取引は、通常の取引時確認の対象取引以外の取引であっても、特定取引に該当することになり、取引時確認が必要となる。なお、既に取引時確認済みの顧客等であっても、その後、顧客管理を行う中で「特別の注意を要する取引」に該当すると判断した場合、再度の取引時確認が必要となる。

「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」に該当するか否かは、取引を行う際に確認する必要がある。なお、「疑わしい取引」に該当するか（疑わしい点がないか）の判断目安については、Q56を参照すること。また、「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」については、たとえば以下のような場合には、「疑わしい取引」に直ちに該当するとは言えないまでも、取扱金額、顧客等の態度、取引の目的・動機、取引頻度等から、典型的に「疑わしい取引」に該当するものと判断される可能性がある。各社の業態や顧客層を総合的に勘案したうえで、たとえば以下のようなケース（非勧誘取引を含む）のように、各社において注意すべき取引等を考える必要がある。

<同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引例>

- 取引目的が安定重視の顧客は、一般的にリスクの高い商品には投資しない又は投資しても少額であるにも関わらず、当該属性の顧客が、リスクの高い商品に多額の投資を行う場合
- 高齢顧客は、債券取引を行う場合であっても、一般的には5年～10年程度で償還をむかえる取引を行うにも関わらず、当該属性の顧客が、償還期限が30年以上の債券の購入を希望する場合
- 当社では、金融資産1,000万円程度の顧客は、一般的にはその資産の半分程度を複数銘柄に分け投資を行うにも関わらず、資産のほとんどを一銘柄に投資する場合

なお、一見すると、「疑わしい取引」、「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」に該当するように思える場合であっても、取引に合理性や必然性が認められれば、取引時確認の対象とはならない。

(関係法令条文等) 施行令第7条第1項、第13条第2項、施行規則第5条、パプコメ No. 56～58 (平成27年)

## 51 疑わしい取引①

Q 「疑わしい取引」と『疑わしい取引の届出』を要する取引とは同一であるの

か。

A 「疑わしい取引」とは、通常は取引時確認の対象外の取引であっても、疑わしい点があれば、取引時確認を行わなければならないといった取引時確認の対象範囲に関係する取引である。一方、『疑わしい取引の届出』を要する取引」とは、取引時確認の実施の要否等に関わらず、取引に疑わしい点があれば、疑わしい取引の届出を必要とする取引を指す。

どちらも疑わしい点を確認することになるが、取引を行う際に確認する「疑わしい取引」に対し、事後的に検証を行う『疑わしい取引の届出』を要する取引」では、時間軸が異なることから、両者は必ずしも一致するものではない。今回、新たに取引時確認が必要な取引として、「疑わしい取引」が規定されたが、『疑わしい取引の届出』を要する取引」全部について取引時確認を義務付けられるものではないことに留意する必要がある。

(関係法令条文等) 施行令第7条第1項、第13条第2項、施行規則第5条第1号、第16条、第17条、パブコメ No. 4 (平成27年)

## 52 疑わしい取引②

Q 事後的に「疑わしい取引」に該当すると判断した場合（「疑わしい取引の届出」を行う場合）において、取引時確認を行う必要はあるか。

A 事後的に「疑わしい取引」であると判断した場合であっても、遡及的に取引時確認を行うことは義務付けられてはいない。

(関係法令条文等) 施行令第7条第1項、第13条第2項、施行規則第5条第1号、第16条、第17条、パブコメ No. 4 (平成27年)

## V なりすまし調査

### 53 新規口座開設時における、非対面取引での「なりすまし」防止

Q インターネット取引等の「非対面取引」は「犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの」とされているが、新規口座開設時において、対面取引の場合の確認に加えてどのような点に留意すべきか。

A インターネット取引・コールセンター取引等の非対面取引では、顧客が「なりすまし」等を行っているおそれが対面取引よりも大きく、マネー・ローンダリング等

に悪用されるリスクが高い（Q63を参照）ため、顧客との非対面性に考慮した適切な顧客管理を通じて取引の安全性及び市場の公正性を図る必要がある。

そのため、平成32年4月1日より施行される改正においては、①転送不要郵便物として取引関係文書を送付することによる本人確認方法として、顧客から特定事業者へ送付する本人確認書類について、これまで本人確認書類の写し1枚としていたものを、原本等であれば1種類、それ以外であれば2種類の本人確認書類の写し又は本人確認書類の写し及び顧客の現在の住居の記載がある補完書類の計2枚の送付を受けることを必要とすること、②本人限定受取郵便物として取引関係文書を送付することによる本人確認方法として、顧客の関係取引文書受取時の本人確認書類の提示について、これまでは本人確認書類の種別を問わなかったものを、写真付き本人確認書類に限るとすること、等が示されている。

これを踏まえ、少なくとも平成32年3月31日までの間は、協会員は犯収法上の観点に加えて自主的な取り組みとして、専ら非対面取引を行う目的（※1）で、郵送又は電磁的方法により新規口座開設を行う顧客に対しては、通常の見直し確認に加えて、追加的本人確認措置を行うことが必要であると考えられる。

なお、対面取引口座（来店及び訪問、又は営業店への電話による取引も可能な口座）であったとしても、顧客が営業店から遠隔地に居住しているなど、非対面取引のみを行うことが想定される場合は、当該口座についても追加的本人確認措置の対象とすることが望ましい。

追加的本人確認措置としては、原則として2種類の本人確認書類等を受入れる（※2）ことが考えられるが、顧客事情、各社の業態・業容に応じ、以下に掲げる措置のいずれか1種類以上を選択し実施することも考えられる。

<追加的本人確認措置の例>

- ・ 申込書に記載された自宅等への電話による居住確認
- ・ 申込書に記載された携帯電話への電話による、本人しか知り得ないと考えられる事項の確認
- ・ 本人限定受取郵便による取引に係る文書の送付
- ・ 口座開設時の名寄せ（携帯電話番号、メールアドレス等）の実施
- ・ 電磁的方法を利用する場合、メールやSMSを用いた相互通信による確認
- ・ 法人顧客（外国法人顧客を含む）の場合、本人確認書類以外の方法による実在確認（定款又は定款に相当するものによる実在性の確認等）
- ・ 法人顧客（外国法人顧客を含む）の代表者等の場合、登記事項証明書等の記載事項と代表者等の一致確認

- ・持株会等の福利厚生目的等で事業会社の事務局等を経由して開設される口座で、事務局等を通じた役職員の实在確認
- ・非居住者顧客の場合、海外のグループ会社が行う現地法令に基づく本人確認による实在確認
- ・非居住者顧客の場合、犯収法上の補完書類に相当するものによる確認（犯収法上は補完書類に該当しないことに注意が必要。）
- ・非居住者の法人顧客の場合、複数の担当者（代表者等）の確認
- ・非居住者の法人顧客の場合、外国の政府等が提供する公的なウェブサイトの情報の閲覧による实在確認
- ・その他、顧客属性等に応じて上記と同等以上の効果を有すると考えられる方法

ただし、取引時確認を施行規則第6条第1項第1号ワに定める方法（個人番号カードを用いた「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」（以下「公的個人認証法」という。）に基づく公的個人認証サービスによる取引時確認の方法（※3））で行う場合は、当該方法は非対面性に考慮した仕組みであると考えられることから、追加的本人確認措置を行う必要はないと考えられる。

なお、平成30年11月30日に施行された施行規則第6条第1項第1号ホ～トの方法（※4）により本人特定事項の確認を行う場合は、上記追加的措置は必要ないと考えられる。

- ※1 「非対面取引を行う目的」とは、インターネット取引及びコールセンター取引、又はそのいずれかの専用口座による取引を行うための口座開設を指す。
- ※2 「2種類の本人確認書類等を受入れる」とは、通常の見込確認としての本人確認書類に加え、当該書類とは別の本人確認書類又は公共料金等の補完書面（税の領収証書又は納税証明書、社会保険料の領収書、公共料金の領収書その他官公庁から発行された書類で氏名及び住居の記載があるもの）を受入れることを指す。
- ※3 公的個人認証サービスとは、インターネットを利用した電子申請や届出を行う際に、第三者によるなりすましやデータの改ざんを防ぐために用いられる、本人確認手段を提供するサービスのこと。

個人番号カードを用いた当該サービスによる口座開設申込の場合、

たとえば以下のような手順で取引時確認を行うことが考えられる。

① 顧客がICカードリーダーに個人番号カードをかざし、券面事項入力補助用暗証番号を入力して個人番号カードを読み取り、続けて署名用電子証明書用暗証番号を入力する。

② 協会員（総務大臣の認定を受けた署名検証者\*）は顧客の署名用電子証明書を取得する。

\*総務大臣の認定を受けた署名検証者に電子署名等確認業務の全部を委託した者であって、公的個人認証法施行規則第28条第1号に掲げる基準に適合するものは、総務大臣による認定を受けた署名検証者とみなされる。

③ 地方公共団体情報システム機構に当該署名用電子証明書の有効性の確認を依頼する。

④ 検証結果が有効であることを確認し、取引時確認を完了する。

※4 ホ及びへの方法で本人確認を行う場合は、本協会作成の「オンラインで完結する本人確認方法の実務上の取扱いについて」も参考とすること。

（関係法令条文等）法第4条第2項、施行令第12条、施行規則第6条、第7条、第14条、監督指針Ⅲ-2-6(1)②ホ

#### 54 既存口座における、継続的な調査による「なりすまし」防止

Q 既存顧客については、継続的にどのような対策をすればよいか。

A マネー・ローンダリング等防止の観点からは、リスクに応じた継続的な顧客管理が重要となる。協会員は、既存顧客への対応として、確認記録・取引記録についての継続的な精査（Q 64 参照）、高リスク取引の該当性の検討と対応（Q 59、60 参照）、疑わしい取引の該当性の検討（Q 56、58 参照）を行う必要があり、リスクが高いと判断した顧客については、より高い頻度で、資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源等の多くの項目についてリスクに応じた追加的情報を入手することが考えられる。

また、それら犯収法上の観点に加えて、取引の安全性及び市場の公正性を図るための自主的な取り組みとして、既存顧客の「なりすまし」防止策について、次のような対応を行うことが考えられる。なお、特に非対面取引においては、対面取引と比較して「なりすまし」の危険性が高い（Q 63 参照）と考えられることから、対面取引に比して慎重に対応することが考えられる。

既存顧客における「なりすまし」防止策としては、上記リスクの高い顧客のみならず全顧客に対して、定期的（半期に一回以上）及び随時に既存口座の調査を実施し、当該調査の過程において又は調査結果に基づき（※1）、追加的な本人確認措置として、Q53の追加的な本人確認措置を参考に、当該調査結果等に応じて適当と考えられる方法により実施することが考えられる。調査に当たっては、特定・評価したリスクを総合的に考慮して、顧客をリスク・カテゴリーごとに分類し（例：高（H）・中（M）・低（L））、それぞれに応じた調査内容とすることも考えられる。

なお、取引特性に応じて、調査内容や方法を使い分けることも考えられ、非対面取引においては、従来から実施しているID・パスワード入力等の本人認証に加えて、新たな本人認証の仕組み（※2）を構築することにより、追加的な本人確認措置とすることも考えられる。

※1 「当該調査の過程において又は調査結果に基づき」とは、調査そのものが追加的な本人確認措置に該当する場合、調査の結果において更なる確認が必要な顧客を抽出し、当該顧客に対して追加的な本人確認措置を実施する場合が考えられる。なお、「なりすまし」等の疑義がある場合は、法第4条第2項による確認が必要である。

● 調査そのものが追加的な本人確認措置に該当する場合の例

- ・ 定期的な登録電話番号への架電
- ・ 本人限定受取郵便（注、平成32年4月1日以降は写真付き本人確認書類を用いた本人限定受取郵便とすることが考えられる。）を用いた取引残高報告書等の定期的送付

● 調査の結果として抽出された顧客に対して、追加的な本人確認措置を実施する場合の例

- ・ 名寄せ（電話番号、メールアドレス、IPアドレス等）調査の結果、重複が認められた場合
- ・ 取引審査（Q55の記載例参照）の結果、取引内容に疑義が認められた場合

※2 「新たな本人認証の仕組み」とは、ハードウェアトークンによるワンタイムパスワード認証、生体認証の導入や、第2ログインパスワード（容易に第三者が知り得ないものに限る）の設定、通常の利用に用いる端末と異なる端末からログインした場合の秘密の質問の設定等が考えられる（Q53も合わせて確認すること。）。

（関係法令条文等）法第4条第2項、施行令12条、監督指針Ⅲ-2-6（1）②ロ、ホ、金融庁マネロンガイドラインⅡ-2（3）（ii）

## 55 既存口座の「なりすまし」調査について

Q 既存口座の「なりすまし」防止策の一つとして、名寄せ等による「なりすまし」調査を行う場合は、どのように行えばよいか。

A 「なりすまし」調査については、たとえば、以下のような方法により行うことが考えられる。

### 1. 全顧客を対象とした定期的な調査

<定期的な名寄せによる不審口座の抽出>

半期に一回以上（日次、週次、月次で行う方法を含む。）の周期で全顧客を対象に名寄せ調査を行い、次のような口座を「なりすまし」の可能性のある口座として抽出する。

- ① 設置型電話番号が同一の口座
- ② Eメールアドレスが同一の口座
- ③ 携帯電話番号が同一の口座

- ・ このような口座のうち、住所や姓が異なったり、IPアドレスが同一である口座については「なりすまし」の可能性が高いため、特に慎重な確認が必要であると考えられる。
- ・ 「なりすまし」の有無の確認に際しては、取引実態を把握する他、本人しか知り得ない情報を電話等で聴取することで口座名義人本人の取引であるか調査する等が考えられる。（Q53、54を参照）
- ・ 特にインターネット取引等の非対面取引は対面取引と比べて「なりすまし」のおそれが高い（Q63を参照）ため、本人しか知り得ない情報の確認の際にも複数の事柄を電話等により確認するなど、必要十分な確認をすることが考えられる。

### 2. 特定の顧客を対象とした随時の調査

<取引の異常値による不審口座の抽出>

売買審査等（売買審査、各種モニタリング）において、以下のような基準を各社で定め、不自然な取引が行われている不審な口座を発見した場合は、1.と同様に取引実態の把握や「なりすまし」有無の確認等を行う。また、特にインターネット取引等の非対面取引は、対面取引よりも「なりすまし」のおそれが高いため、顧客の投資経験、知識、資産状況等の属性を適切に把握して不自然な取引の発見の一助とできるように、顧客カードの整備等がいつそう強く求められると考えられる。

<株式取引>

- ・ 株式取引における特定銘柄への集中度が高い口座
- ・ 株式取引における特定の銘柄について売買関与率の高い口座

- ・ 複数の口座において、同一期間に同一銘柄の売買を繰り返している口座

#### <取引全般>

- ・ 取引の金額や回数等が不自然に急激に増えた口座
- ・ 顧客属性を勘案して、過大な金額の取引が行われている口座

#### <入出金>

- ・ 多額又は不自然に分割された入金や売却代金の出金が行われている口座
- ・ 振込元銀行口座と名義人が異なる口座（※）

※ 振込元銀行口座からの振込を口座へ即時に反映するサービスを提供する際は、振込依頼人名義と口座の名義人の一致を確認せずに口座への反映を行わないように留意する。

#### <インターネット取引>

- ・ IPアドレスに不審な点が認められる口座

### 3. 「なりすまし」取引ではないことが確認できない場合の調査

1. 及び2. の確認後、更なる調査を経ても「なりすまし」取引ではないことが確認できない場合（特に非対面取引は、対面取引よりも「なりすまし」のおそれが高いことに留意が必要）は、法第4条第2項に規定する口座開設時に行った本人確認方法とは異なる方法（異なる書類を用いる。）により本人確認を改めて行う。

このとき、本人と連絡が取れなかったり、異なる書類の提示を拒まれる等により、上記の本人確認を改めて行うことができない場合は、取引時確認未実施の顧客となるため、当該確認により「なりすまし」取引ではないことが確認できるまでは、当該顧客との取引を停止する。

また、当該顧客の口座において、200万円を超える財産の移転を伴う取引が行われようとする場合（1回当たりの取引金額を当該閾値以下に引き下げるために、取引を分割したものである場合は、複数の取引の合計額で考えることが望ましい。）には、上記の異なる方法による本人確認に加えて、「疑わしい取引の届出」を行うかどうかの判断に必要な限度において、資産及び収入の状況についても確認を行う。

なお、なりすまし調査における疑わしい取引の届出については、平成25年3月26日付協会通知「会員の疑わしい取引の届出に関する考え方」（日証協（自）24第12号）を参照すること。

（関係法令条文等）法第4条第2項、施行令第12条、監督指針Ⅲ－2－6（1）②ロ

## VI 疑わしい取引の届出

### 56 疑わしい取引の届出の判断方法

Q 疑わしい取引に該当するかどうかを判断する項目として、「一般的な取引の態様との比較」、「顧客との過去の取引との比較」、「取引時の確認との整合性」とあるが、どのようなことを行えばよいか。

A 疑わしい取引の届出については、「取引時確認の結果や当該取引の態様その他の事情、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案しつつ、疑わしい取引に該当するかを判断すること」とされ、判断する際の確認項目として「一般的な取引の態様との比較」等の項目が法定化されている。この判断に当たっては、マネー・ローンダリング等の防止の観点からの取引モニタリングが必要である。なお、国籍（FATF公表のマネー・ローンダリング等対策に非協力的な国・地域）、外国PEPsへの該当性、顧客が行っている事業等の顧客属性、取引金額・回数等の取引態様を考慮する必要がある。

具体的には、以下の観点を参考として疑わしい取引に該当するかを判断していくこととなる。

1. 営業員等が顧客等の取引等の際、疑わしい点がないかを疑わしい取引の参考事例及び以下の観点から確認する。
  - ⇒ オンラインで完結する口座開設を行う場合には、即座に取引が開始できることとなることから、本人確認書類の偽造・改ざん、なりすまし、反社会的勢力への該当性等について、適切にチェックする必要がある。
  - ⇒ 少しでも疑わしい点があれば、内部管理責任者等に相談することを営業員等に周知することが必要である。
  - ⇒ 相談を受けた内部管理責任者等は、必要に応じて本社のマネー・ローンダリング等対応部署に報告・相談を行い、迅速に判断を行うよう努めなければならない。
  
2. 顧客の取引等に関して、疑わしい取引の参考事例及びマネー・ローンダリング等防止の観点から取引のモニタリングを行う。取引モニタリングについては、たとえば、顧客属性（金融資産・収入）からみて、高額な取引を行っていないか等のモニタリングを行うことが考えられる。また、一定基準の取引に関して、異常値を探知させるような社内システムの構築による確認も想定される。

#### 【確認の観点】

- ① 一般的な取引の態様との比較

⇒ 他の顧客等との間で通常行う取引の態様に照らして、マネー・ローンダリング等の疑いがあるかどうか。

- ・ 多額の現金又は小切手により、株式や債券の売買、投資信託等への投資を行う取引
- ・ 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合 等

## ② 顧客との過去の取引との比較

⇒ 顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態様に照らしてマネー・ローンダリング等の疑いがあるかどうか。

- ・ 通常は取引がないにも関わらず、突如多額の投資が行われる口座に係る取引
- ・ 契約締結時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引 等

## ③ 取引時の確認との整合性

- ・ 架空名義又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資
- ・ 住所と異なる連絡先に取引報告書等の証書類の送付を希望する顧客に係る口座を使用した株式や債券の売買、投資信託等への投資 等

(関係法令条文等) 法第8条第2項、施行規則第26条、第27条、パプコメ No. 156、158、160 (平成27年)、監督指針Ⅲ-2-6(1)③、④

## 57 新規顧客の取引について

Q 新規顧客との取引において、疑わしい取引に該当するか判断する際に留意すべき点は。

A 新規顧客の取引において、疑わしい取引に該当するかどうかを判断する際には、Q56の疑わしい取引の届出の判断方法に基づき、判断することとなる。

ただし、新規顧客との取引においては、「顧客との過去の取引との比較」について確認できないことから、その点の確認は不要である。

(関係法令条文等) 法第8条第2項、施行規則第26条、第27条第1号、パプコメ No. 159 (平成27年)、監督指針Ⅲ-2-6(1)③、④

## 58 継続取引について

Q 既存顧客との取引において、疑わしい取引に該当するか判断する際に留意する

べき点は。

A 既存顧客との取引について、疑わしい点があるかどうかの確認を行うにあたっては、Q56の「一般的な取引の態様との比較」、「顧客との過去の取引との比較」、「取引時の確認との整合性」の確認に加え、当該顧客の確認記録及び取引記録の精査を行う必要がある。

具体的には、たとえば、以下のような確認を行うことが考えられる。

**【確認記録の精査】**

- ・ 顧客の確認記録に基づき、属性の変化（外国PEPsや反社会的勢力等への該当性）がないかの確認

＜確認方法＞

顧客との取引の都度、精査する必要ではなく、新たな情報を得た場合にすべての顧客と照合することや、既存客の定期的なスクリーニングを行う方法が考えられる。

**【取引記録の精査】**

- ・ 顧客の取引記録に基づき、疑わしい点がないかのモニタリングによる確認

＜確認方法＞

顧客の取引に関して、一定の抽出基準で抽出し、顧客へのヒアリング等を通じて確認を行う。

たとえば、休眠顧客等（取引が頻繁でない顧客）が急に頻繁に取引を行う等、取引頻度の急激に変化した顧客等を抽出しその売買理由等の確認を行うこと等が考えられる。

（関係法令条文等）法第8条第2項、施行規則第27条第2号、パブコメ No. 162（平成27年）、監督指針Ⅲ－2－6（1）③、④

## 59 高リスク取引について①

Q 高リスク取引とはどのような取引が該当するのか。

A いわゆる高リスク取引とは、施行規則第27条第3号において規定されている以下のような取引を指す。

① 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引（法第4条第2項前段に規定するもの）

- ・ 取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の取引時確認（関連取引時確認）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引

(Q35、36を参照)

- ・ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引 (Q35、36を参照)
- ・ 施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域(イラン・北朝鮮)に居住し又は所在する顧客等との取引 (Q37を参照)
- ・ 外国PEPsとの間で行う取引 (Q38を参照)

② 顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引(施行規則第5条に規定するもの)

- ・ 疑わしい取引 (Q51、56を参照)
- ・ 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引 (Q50を参照)

③ 上記以外で犯罪収益移転危険度調査書(以下「調査書」)において、注意を要するとされた国若しくは地域に居住し若しくは所在する顧客等との間で行うもの

④ 調査書の内容を勘案して、犯罪収益移転の危険性が高いと認められるもの(※)  
<取引形態>

- ・ 非対面取引 等

<顧客属性>

- ・ 非居住者取引 等

※ 非対面取引等に関し、そのすべてについて危険性が高いと認められるものではないが、調査書において、なりすましのリスクの観点から危険度が高いとされていることを踏まえ、一定の抽出基準を定める方法により危険性の程度を判断する場合であっても、当該基準の作成に当たっては、より慎重なリスク評価の下で行われる必要があるものと考えられる。

<非対面取引の抽出基準例>

- ・ 特定銘柄への集中度が高い口座
- ・ 複数の口座において、同一期間に同一銘柄の売買を繰り返している口座
- ・ 多額又は不自然に分割された入金や売却代金出金が行われている口座
- ・ 取引の金額や回数等が不自然に急激に増えた口座
- ・ 顧客属性を勘案して、過大な金額の取引が行われている口座
- ・ 過去不公正取引を行った疑念のある口座
- ・ その他 なりすましの疑義や不公正取引に利用されている疑義がある口座

(関係法令条文等) 法第4条第2項、第8条第2項、施行規則第5条、第27条第3号、パブコメ No. 162、164～167(平成27年)、監督指針Ⅲ-2-6(1)①ハ

## 60 高リスク取引について②

Q 高リスク取引について、どのようなことを行う必要があるのか。

A 高リスク取引に該当する場合は、以下の確認が必要となる。なお、高リスク取引のうち、厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引については Q59 の①の各項目に記載されている参照 Q & A に記載された確認が必要となる。

- ① 「一般的な取引の態様との比較」、「顧客との過去の取引との比較」、「取引時の確認との整合性」の観点から疑わしい点がないかを確認（Q56 を参照）
- ② 顧客の確認記録及び取引記録の精査を実施（Q58 を参照）
- ③ 顧客等に対して、質問等を行うといった必要な調査を実施（顧客等又は代表者に対する質問の他、取引時確認の際に顧客等から申告を受けた事項の真偽を確認するためにインターネット等を活用して、追加情報を収集することが想定される。）
- ④ 統括管理する者が上記を踏まえ、疑わしい点がないのか確認し、取引を実施する場合は、統括管理する者が犯罪収益移転危険度調査書のリスク要因の理由等を踏まえ、取引の可否を判断し、承認すること。

（関係法令条文等）法第 4 条第 2 項、第 8 条第 2 項、施行規則第 5 条、第 27 条第 3 号、パブコメ No. 164～167、170（平成 27 年）、監督指針Ⅲ－2－6（1）①ハ

## 61 疑わしい取引の届出（個人番号カード、年金手帳、健康保険証）

Q 取引時確認の本人確認書類として個人番号カード、年金手帳又は健康保険証を使用した場合には、疑わしい取引の届出において「書類番号」をどのように記載すればよいか。

A 個人番号を記録することは番号法上認められないこと、基礎年金番号は国民年金法の趣旨に則った対応が必要なこと及び被保険者等記号・番号等（保険者番号及び被保険者等記号・番号をいう。）（※ 1）は健康保険法等（※ 2）の趣旨に則った対応が必要なことから、「書類番号」欄は記載せず空白とする。なお、本人確認書類の種別の記載は 1 種類と限定されていないことから、その他の本人確認書類での取引時確認を行っている場合には、当該書類について書類番号の記載が必要となる。

※ 1. 健康保険法以外の法令（※ 2 参照）に定める加入者等記号・番号等や組合員等記号・番号等を含む。以下、本 Q & A において同じ。

※ 2. 健康保険法の他、高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法、船員

保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法を含む。以下、本Q&Aにおいて同じ。

- ※3. 年金手帳は、令和4年4月1日をもって廃止されたが、令和4年3月31日以前に交付された年金手帳は、従前どおり本人確認書類として取扱うことができる。なお、年金手帳に代わって発行されることとなった基礎年金番号通知書は、本人確認書類として認められない。

(関係法令条文等) 法第8条第2項、パブコメ No. 152 (平成27年)、監督指針Ⅲ-2-6(1)②イ

## Ⅶ 法第11条関係

### 62 「当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置」

Q 法第11条の「当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置」とは。

- A 法第11条の「最新の内容に保つための措置」としては、たとえば、確認事項に変更が生じた場合の顧客等の届出義務を約款等に記載すること等が考えられる。

(関連法令条文等) 法第11条、パブコメ No. 21、130、131 (平成23年)、監督指針Ⅲ-2-6(1)②ロ

### 63 特定事業者作成書面について

Q 事業者が自ら行う取引を調査・分析し、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクを評価した書面について作成する必要があるか。

- A 犯罪収益移転危険度調査書において、行う事業の関係部分に基づき、取引形態(非対面取引のみ実施や非居住者取引は禁止等)の各社におけるリスク要因を加味して、行う取引のリスクを評価した書面を作成することが必要と考えられる。なお、各社のリスク評価については、必ずしも犯罪収益移転危険度調査書と同一にしなければならないものではない。

作成するのみでなく、定期的及び必要に応じて見直しを行い、必要な変更を加える必要がある。例えば、警察庁の犯罪収益移転危険度調査書の改訂、自社の行う取引形態等の変化及び関係法令等の改訂の都度、見直しを行うことが望ましいと考えられる。

(参考) 犯罪収益移転危険度調査書(平成30年12月版)の記載事項を参考に記載したもの

分類		危険性	リスクを低減する施策等
共通	投資(有価証券取引)	○ 投資の対象となる商品の中には、複雑なスキームを有し、投資に係る原資の追跡を著しく困難となるものも存在することから、犯罪による収益の移転の有効な手段となり得るものであり、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性がある。 特に「顧客の取引名義が架空名義又は借名であるとの疑いが生じた取引」に留意が必要。	原則として、第三者宛ての資金移動不可、自己名義口座のみ資金移動可といった枠組みの整備
取引形態	非対面取引	● 取引の相手方や本人確認書類を直接確認することができず、本人確認の精度が低下することになる。よって、匿名性が高く、本人確認書類の偽変造等により、特定事項を偽り、又は他人等になりすますことが容易になることから、危険度が高い。	なりすまし調査の実施 追加的本人確認措置の実施
	現金取引	● 現金取引は、流動性及び匿名性が高く、捜査機関による犯罪収益の流れの解明を困難にする。特に、我が国の消費支出は現金取引が中心であり、現金を取り扱う事業者において、取引内容に関する記録が正確に作成されない限り、犯罪収益の流れの解明が困難となる。実際に、他人になりすますなどし、現金取引を通じてマネー・ローンダリング等を行っている事例が認められることなどから、危険度が高い。	一定額を超える現金の受払いをする取引に際して、取引時確認を実施
顧客の属性	反社会的勢力	反社会的勢力は、財産的利益の獲得を目的に様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動を仮装・悪用した資	顧客が反社会的勢力に該当しているかどうかの

	●	金獲得活動を行っており、そのような犯罪等による収益の出所を不透明にするため、マネー・ローンダリング等を行う可能性が高いことから、危険度が高い。	スクリーニングの実施
非居住者	●	取引が非対面取引となり、匿名性が高く、当該顧客は、容易に本人特定事項を偽り、又は他人等になりすまることができるが、事業者による継続的な顧客管理の手段が制限されることから、危険度が高い。	追加的本人確認措置の実施
外国 P E P s	●	外国 P E P s は、犯罪収益の移転を可能とする地位・影響力を有し、本人特定事項等の把握制限や腐敗対策の国毎の取組みの差異があることから、危険度が高い。	顧客が外国 P E P s に該当しているかのスクリーニングの実施
実質的支配者が不透明な法人	●	法人は、所有する財産を複雑な権利・支配関係の下に置くことにより、その帰属を複雑にし、財産を実質的に支配する自然人を容易に隠蔽することができる。その特性により、実質的支配者が不透明な法人は、その有する資金の追跡を困難にすることから、危険度が高い。	詳細な実質的支配者確認の実施
写真付きでない身分証明書を用いる顧客	○	平成 27 年改正において、写真付きではない証明書を提示する顧客等との取引においては、追加的措置（当該書類の提示に加え、顧客等の住居に宛てて取引関係書類を転送不要郵便等として送付させるなど）を講ずることとされたため、危険度が高い取引からは除外された。しかしながら、他人名義の写真付きではない証明書を不正に入手し、他人になりすまして取引を行う場合、事業者がこれを看破するのは容易でないことか	写真付きでない書類の提示以外の取引時確認の実施

			ら、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性がある。	
国・地域	犯罪収益移転危険度調査書において、注意を要するとされた国若しくは地域に居住し又は所在する顧客	●	F A T F 声明により、マネー・ローンダリング等への対策に欠陥があると認められており、危険度が高い。	顧客が注意を要するとされた国若しくは地域に居住し若しくは所在するものであるかの確認を実施
	イラン・北朝鮮に居住し又は所在する顧客	◎	F A T F 声明により、マネー・ローンダリング等への対策に重大な欠陥があると認められており、危険度が著しく高い。	顧客がイラン・北朝鮮に居住・所在するものであるかの確認を実施

○危険性がある、●危険度が高い、◎危険度が著しく高い

(関係法令条文等)法第 11 条第 4 号、施行規則第 32 条第 1 項第 1 号、パブコメ No. 178  
～181 (平成 27 年)、監督指針Ⅲ－2－6 (1)①イ

#### 64 保存している確認記録・取引記録等の継続的精査、必要な情報収集・情報の整理、分析

Q 確認記録・取引記録について継続的に精査することとあるが、具体的に何を行えばよいか、また、必要な情報収集とはどのようなものか。

A 各社で作成した特定事業者作成書面 (Q63 を参照) で定めた評価に基づき、リスクの高低に応じて、保存している確認記録・取引記録等の継続的精査及び必要な情報収集・情報の整理、分析をする必要があると考えられる。

なお、継続的精査とは、すべての取引について、一定頻度で、精査を義務付けるものではない。

たとえば、以下のような精査を行うことが考えられる。

- ・ 高リスクと評価された取引について、不審な点がないか継続的に取引記録をモニタリングすること
- ・ 高リスクと評価された取引の増減について、取引記録等から確認を行い、自社によるリスク要因の変化が生じていないかを確認すること

- ・ 取引時確認を行った結果把握した職業や取引を行う目的と整合的かどうかといった観点から、取引の異常の有無を確認すること

また、必要な情報収集とは、以下のような情報収集を行うことが考えられる。

- ・ インターネット等を利用して、外国 P E P s に該当する者の情報を収集し、顧客が該当するかどうかの確認を行うこと
- ・ 新聞記事検索システム等を利用して、反社会的勢力に関する情報を収集し、顧客が該当するかどうかの確認を行うこと

なお、高リスク取引に関して、情報収集、整理及び分析を行った場合は、その結果を記録し、確認記録又は取引記録等と共に保存することが必要と考えられる。

(関係法令条文等) 法第 11 条第 4 号、施行規則第 32 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、パブコメ No. 178、182～187 (平成 27 年)、監督指針Ⅲ－2－6 (1)①ロ、ハ

## 65 統括管理する者について

**Q** 法第 11 条に規定する「取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者」の選任について、その人数や選任基準について、具体的に定められているのか。

**A** 統括管理する者について、人数の限定はなく各社の組織に従い複数名選任することができる。選定基準としては、取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な業務を統括管理する役割を担えることが必要となるため、取引時確認を実施する部署における一定の責任者であることが考えられる。

各社の体制等によるが、想定される体制としては、内部管理統括責任者を、取引時確認等の最終判断を行う者(統括管理する者)とし、顧客対応をする本支店等(本社営業部等含む)内の内部管理責任者(複数名可)を統括管理する者に相当するもの(委任を受けた者)として、本支店等内の高リスク取引に関する承認(Q66を参照)や疑わしい取引の該当性の確認(Q60を参照)を行うといった体制が考えられる。

(関係法令条文等) 法第 11 条第 3 号、4 号、施行規則第 27 条第 3 号、第 32 条第 1 項第 4 号、パブコメ No. 188～192 (平成 27 年)、監督指針Ⅲ－2－6 (1)②へ、③ホ

## 66 統括管理する者の承認について

Q 「高リスク取引」に関する統括管理する者の承認はどのように行えばよいか。  
また、承認の記録を残す必要はあるか。

A 高リスク取引（Q59、60を参照）に関して、統括管理する者が犯罪収益移転危険度調査書のリスク要因の理由（たとえば、当該取引がいかなる理由で「リスクが高い取引」とされているか）等を踏まえ、当該取引を実施することにより、マネー・ローンダリング等に悪用されることがないかを考え、取引の可否を判断し、承認することとなる。

なお、本承認については、統括管理する者がその責任をもって指名又は委任した者により承認を行うことも許容される。

また、統括管理する者による承認については、その有無の証跡を残すことまでは義務付けられていないが、管理態勢の構築に際して、リスクの大きさ等に照らして必要な記録・保存を行うことが望ましい。

（関係法令条文等）法第11条第4号、施行規則第32条第1項第4号、パプコメ No. 189～192（平成27年）、監督指針Ⅲ－2－6（1）①ハ

## 67 取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成

Q 取引時確認及び疑わしい取引の届出のための社内体制や手続きについて、社内規程を作成する必要があるか。

A 取引時確認等を適切に行う体制について必要な措置が規定された社内規程等を既に策定している場合、新たに策定する必要はないと考えられる。ただし、平成27年改正法令の内容に関する措置について、改訂する必要があると考えられる。

なお、取引時確認等の措置の実施に関する社内規程等においては、取引時確認、疑わしい取引の届出等を行うための社内体制、手続きを定める必要があると考えられ、特に以下の点については、明確化することが必要であると考えられる。また、当該社内規程等の内容を役職員に周知徹底することが必要であると考えられる。

- ① 取引時確認を実施する担当部署、責任者とその役割
- ② 担当部署が行った取引時確認の適切性の判断、その実施状況の把握・検証・分析等、社内における取引時確認事務を統括する部署、責任者（当該業務に関する社内的な最終判断を行う者を含む。）とその役割
- ③ 上記①、②の部署における報告体制（その他関係部署の連携体制も含む。）

- ④ 顧客の取引時確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録の適時・適切な作成・保存(個人番号、基礎年金番号及び被保険者等記号・番号等の適切な取扱い(Q92、93、110、111、112を参照)を含む。)
  - ⑤ 顧客の受入方針
  - ⑥ 疑わしい取引を把握する部署、責任者とその役割
  - ⑦ 上記⑥において把握された疑わしい取引の適切性の判断、その実施状況の把握・検証・分析等、社内における疑わしい取引の把握を統括する部署、責任者(当該届出に関する社内的な最終判断を行う者を含む。)とその役割
  - ⑧ 上記⑥、⑦の部署における報告体制(その他関係部署の連携体制も含む。)
- (関係法令条文等) 法第11条第2号、監督指針Ⅲ-2-6(1)②イ、ハ、③イ

## 68 特定業務に従事する職員として採用するために必要な措置

Q 必要な能力を有する者を採用するための措置が求められているが、従来の採用基準を変更し、専門的な知識や資格を有している者を採用する必要があるということか。

A 従前から取引時確認等の措置が的確に行われていれば、採用基準等について見直す必要はないと考えられる。

なお、採用に関する措置としての的確に行われている状況としては、たとえば、反社会的勢力に該当する者を採用しないことや採用面談時や配属面談時に、社員の適性を把握し配置すること、教育等を通じて、取引時確認等の措置を的確に行う能力を身に付ける素養のある者を採用するよう努めること等が考えられる。

(関係法令条文等)法第11条第4号、施行規則第32条第1項第6号、パブコメNo. 178、195(平成27年)、監督指針Ⅲ-2-6(1)②へ、③ホ

## 69 監査の実施

Q 「取引時確認等の的確な実施のために必要な監査」とは、社内の内部監査だけでなく、外部監査を活用することが義務付けられるのか。また、内部監査は統括管理する者が行うことが必要なのか。

A 監査は外部監査に限られるものではなく、内部監査や社内検査により行うことで問題なく、また、内部監査等が統括管理する者により行われる必要はないと考えられる。必ずしも取引時確認等にテーマを限定して監査を実施することは求められて

おらず、通常の内務監査等を通じて、取引時確認等の措置の状況を確認する（取引時確認や疑わしい取引の届出に関する実施状況の把握・検証）ことも当然認められると考えられる。なお、監査の頻度については、各社の判断となるが、取引時確認等の措置を的確に行う上で効果的かつ十分であると認められる頻度で行われる必要がある。

（関係法令条文等）法第 11 条第 3 号、第 4 号、施行規則第 32 条第 1 項第 7 号、パプコメ No. 178、188、196（平成 27 年）、監督指針Ⅲ－2－6（1）②チ、③ト

## VIII 取引時確認を行う者について

### 70 顧客が法人の場合の取引時確認

Q 顧客が法人の場合、取引時確認を行う対象となる者は誰か。

A 顧客が法人の場合、取引時確認を行う対象となる者は、当該法人及び当該法人の取引担当者である。

ただし、顧客が国等であるときには、以下について確認する。

国等（人格のない社団又は財団を除く。）	・現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人 特定事項
人格のない社団又は財団	・現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人 特定事項 ・取引を行う目的 ・事業の内容

（関連法令条文等）法第 4 条第 1 項、第 5 項、施行令第 14 条、施行規則第 18 条

### 71 顧客が民法上の組合の場合の取引時確認

Q 投資クラブ等の民法第 667 条第 1 項に基づく「組合」は、法第 4 条第 5 項に規定する「人格のない社団又は財団」として取引時確認を行うこととなるのか。

A 民法第 667 条第 1 項に基づく「組合」は、法第 4 条第 5 項に規定する「人格のない社団又は財団」に該当するので、「Q 70 顧客が法人の場合の取引時確認」のとおりに取引時確認を行うこととなる。

（関連法令条文等）法第 4 条第 5 項

## 72 顧客が信託銀行の場合の取引時確認

Q 信託銀行が、その管理するファンド別に口座を開設する場合、当初の口座開設時に当該信託銀行について取引時確認が行われていれば、それ以後、ファンド別に口座開設する際には取引時確認は不要と解してよいか。

A 当該信託銀行について、既に取引時確認を行っており、確認記録が保存されている場合には、再度、取引時確認を行う必要はない（取引時確認済みの確認を行うこととなる。）。

（関連法令条文等）法第4条第1項、第3項、施行令第13条第2項、施行規則第16条

## 73 特金勘定の場合の取引時確認

Q 信託銀行が金融商品取引業者に口座開設する場合において、当該口座が特定運用金銭信託に係るものである時は、金融商品取引業者は、口座名義人（顧客）である信託銀行について取引時確認を行えばよく、特定金銭信託の受益者について取引時確認を行う必要はないと解してよいか。

A 金融商品取引業者は、顧客である信託銀行について取引時確認を行えばよく、受益者については取引時確認を行う必要はない。なお、施行令第5条の規定は、信託契約について、信託契約の受託者（信託銀行）に対し、顧客である「委託者」に加え「受益者」についての取引時確認を求めるための規定である。

（関連法令条文等）法第4条第1項、施行令第5条

## 74 法人の代表者・取引担当者の変更に係る取扱い

Q 法人について取引時確認を行った後に、取引時確認を行った際の代表者・取引担当者が変更になった場合、再度、取引時確認を行う必要はあるか。

A 取引時確認を行った際の記録が保存されている場合には、原則として、再度、取引時確認を行う必要はないが、顧客が法第4条第5項に規定する「人格のない社団又は財団」に該当し、取引担当者が変更されている場合は、当該者が取引時確認対象取引を行うに際し、変更後の取引担当者について取引時確認を行い、確認記録を保存する必要がある。

法人の代表者等が変更された場合でも、新たな代表者等について取引時確認を行

う必要はない（人格のない社団又は財団の場合は含まれない）。

ただし、代表者等について、法人との取引等何らかの機会においてその本人特定事項の変更又は追加があることを知った場合は、既に確認記録に記録・記載されている内容を残しつつ、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記することが求められている。なお、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容を別途記録し、当該記録を確認記録と共に保存することができる。

（関連法令条文等）法第4条第3項、第5項、施行令第13条第2項、施行規則第16条、第20条第1項第21号、第3項、パブコメ No. 103（平成23年）

## 75 財形契約等の場合の取引時確認

**Q** 勤労者財産形成貯蓄契約に基づく取引について、取引時確認はどのように行えばよいか。

**A** 勤労者財産形成促進法に基づく取引（いわゆる財形取引）については、契約者が「事業主」、「勤労者」の両方のケースがあるが、「勤労者」が契約者の場合には、個々の契約者（勤労者）についての取引時確認は不要であり、当該契約者の所属する事業主の取引担当者について取引時確認を行うこととなる。

（関連法令条文等）法第4条第5項、施行令第14条第4号

## 76 ミリオン等の場合の取引時確認

**Q** ミリオン等の労働協約に基づき給与天引の形態をとる取引について、取引時確認はどのように行えばよいか。

**A** ミリオン等の労働協約に基づき給与天引の形態をとる取引については、施行規則第18条第9号に掲げる取引に該当すれば、個々の契約者についての取引時確認は不要であり、当該契約者の所属する事業主の取引担当者について取引時確認を行うこととなる。

（関連法令条文等）法第4条第5項、施行令第14条第6号、施行規則第18条第9号

## 77 代理人による取引の場合の取引時確認

**Q** 顧客が未成年者である場合において、当該顧客の代理人である父親が口座開設手続きを行う時は、父親について取引時確認を行う必要があるか。

A 顧客である未成年者に加え、取引の任に当たる父親についても、施行規則第 12 条の規定により、本人特定事項の確認を行う必要がある。

(関連法令条文等) 法第 4 条第 4 項、施行規則第 12 条

## IX 取引時確認が必要な取引について

### 78 金融商品取引における取引時確認

Q 施行令第 7 条第 1 項第 1 号りに規定する「金融商品取引法第 2 条第 8 項第 1 号から第 6 号まで若しくは第 10 号に掲げる行為又は同項第 7 号から第 9 号までに掲げる行為により顧客等に有価証券（同条第 1 項に規定する有価証券又は同条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下同じ。）を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結」とは、証券総合口座の契約等の包括的なものを指すのか、個々の金融商品取引を指すのか。

A 証券総合口座の開設のような包括的なものと個々の金融商品取引の両方を指す。また、施行令第 7 条第 1 項第 1 号ム及びキにおいて「社債、株式等の振替に関する法律第 12 条第 1 項又は第 44 条第 1 項の規定による社債等の振替を行うための口座の開設を行うことを内容とする契約の締結」及び「保護預りを行うことを内容とする契約の締結」が、取引時確認の必要な取引として規定されている。したがって、金融商品取引業者等にあつては、口座開設の際に顧客についての取引時確認を行うことが必要となる。

(関連法令条文等) 施行令第 7 条第 1 項第 1 号リ、ム、キ

### 79 施行規則第 4 条第 1 項第 4 号の解釈

Q 施行規則第 4 条第 1 項第 4 号に規定する取引は、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引とされているが、具体的にはどのようなことか。

A 金融商品取引業者等の自己の取引については、取引所等において取引の相手方となった金融商品取引業者等が法第 4 条に規定する「顧客等」に該当し、取引時確認の義務が生ずる。すなわち、売り方金融商品取引業者等であれば買い方金融商品取引業者等が、買い方金融商品取引業者等であれば売り方金融商品取引業者等が、それぞれ「顧客等」に該当し、取引時確認を行うこととなる。しかし、このうち、取引所有価証券金融商品市場又は店頭売買有価証券市場において、当該市場の取引参加資格に基づき執行される取引については、法の趣旨に鑑み、簡素な顧客管理を行

うことが許容される取引として、取引時確認を不要とするものである。

なお、委託取引の場合には、金融商品取引業者等に取引の委託を行った者（投資家）が顧客に該当することとなる。

また、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引であっても、2以上の取引が一回当たりの取引金額を減少させるために、分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものであるときは、一の取引とみなすことが必要であり、取引時確認が必要となることに留意が必要である。

（関連法令条文等）施行令第7条第1項本文、施行規則第4条第1項第4号、第2項、パブコメ No. 53、54（平成27年）

## 80 施行規則第4条第1項第9号の解釈

**Q** 施行規則第4条第1項第9号に規定する取引とは具体的にはどのような取引を指すのか。

**A** スイフトに加盟する指定事業者、日本銀行、外国指定事業者（金融庁長官が指定する国又は地域に本店又は主たる事務所を有するものを除く。）を顧客とするもので、スイフトを利用して確認又は決済の指示が行われる取引を指す。

（関連法令条文等）施行規則第4条第1項第9号、平成20年金融庁告示第11号（平成20年2月1日公布）

## 81 有価証券の預託行為等に係る取引時確認

**Q** 有価証券の単純な預託・引出・振替行為は、取引時確認が必要な取引に該当するのか。

**【具体例】**

証券保管振替機構への証券預託行為・引出行為

日本証券決済への証券預託行為・引出行為

日本銀行における売買を伴わない他社への単純な国債の振替又は担保に係る振替

**A** 社債、株式等の振替に関する法律第12条第1項又は第44条第1項の規定による社債等の振替を行うための口座の開設を行うことを内容とする契約の締結及び保護預りを行うことを内容とする契約の締結については、施行規則第4条に定める取引及び施行令第13条に規定する既に取引時確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等を除き、取引時確認が必要な取引に該当すると考えられる。

(関連法令条文等) 法第4条第1項、第3項、施行令第7条第1項、第13条、施行規則第4条

## X 顧客等の本人特定事項の確認方法について

### 82 「取引関係文書」の範囲

Q 施行規則第6条第1項第1号ロ等において規定されている「取引関係文書」には、たとえば、口座開設のお礼状も含まれるのか。

A 口座開設のお礼状も「取引関係文書」に含まれる。

(関連法令条文等) 施行規則第6条第1項第1号

### 83 海外への郵送の取扱い

Q 施行規則第6条第1項第1号ロ等において規定されている「書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法」は、海外に郵送する場合にも可能なのか。

A 可能であると考えられる。

(関連法令条文等) 施行規則第6条第1項第1号

### 84 本人確認書類のファクシミリ送信

Q 本人確認書類の写し(コピー)の送付には、ファクシミリによる送信や電子メールにイメージファイルを添付する場合も含まれるのか。

A ファクシミリによる送信や電子メールにイメージファイルを添付する場合も含まれる。

なお、平成30年改正法令(平成30年11月30日施行)により開始されたオンラインで完結する本人確認方法においては、ファクシミリによる送信や電子メールにイメージファイルを添付する方法は認められていない。

(関連法令条文等) 施行規則第6条第1項第1号チ、第3号ニ

## 85 来店等による顧客の本人確認書類の写しの受入れ

Q 店頭に来店した顧客が窓口に本人確認書類の写し（コピー）を持参した場合、当該写し（コピー）を受け入れることは可能か。

A 本人確認書類の写し（コピー）は、郵送等で送付を受ける場合にのみ受け入れることができ、店頭に来店した顧客については写し（コピー）の受入れは認められない。

（関連法令条文等）施行規則第6条第1項

## 86 施行規則第13条第1項第1号の解釈

Q 施行規則第13条第1項第1号により規定されている方法は、具体的にはどのような取引が該当するのか。

A クレジット・カードによる支払等のように顧客の銀行預金口座の自動引落しにより決済される取引が該当する。この場合、クレジット・カード会社は、顧客の取引時確認を直接行わなくとも、事前の合意に基づき、銀行（自動引落しされる預金口座が開設されている銀行をいう。）が当該顧客について取引時確認を行い、かつ、確認記録を保存していることを確認することで、取引時確認義務を履行したこととなる。

（関連法令条文等）施行規則第13条第1項第1号

## X I 本人確認書類について

### 87 旅券等の住居の記載

Q 旅券又は一部の健康保険証のように、所持人が住居を記載するような書類であっても、住居の記載があるものと解してよいか。

A 所持人による住居の記載があれば、住居の記載があるものと解して差し支えない。

（関連法令条文等）施行規則第7条第1号

### 88 「官公庁」の範囲

Q 施行規則第7条第1号ロ、ホ、第2号ロに規定されている「官公庁」には、地

方公共団体も含まれるのか。

A 地方公共団体も含まれる。

(関連法令条文等) 施行規則第7条第1号ロ、ホ、第2号ロ

#### 89 施行規則第7条第4号の解釈

Q 施行規則第7条第4号に規定されている「日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもの」には、台湾政府が発行した書類も含まれるのか。

A 含まれる。

(関連法令条文等) 施行規則第7条第4号

#### 90 本人確認書類毎の取引時確認の方法について

Q 平成30年改正法令(平成32年4月1日施行)により取引時確認に使用する本人確認書類はどのように変更されたのか。

A 従来は、転送不要郵便を送付する方法として、本人確認書類の原本又はその写しの送付を受けるとされていたが、本改正により転送不要郵便を送付する方法としては、原本等であれば1種類、それ以外であれば2種類の本人確認書類の写し、本人確認書類の写し及び顧客の現在の住居の記載がある補完書面の計2枚の送付を受けることとなった。また、転送不要郵便を送付する方法として新たに、ICチップ上の情報を送信する方法、本人確認書類(一を限りに発行されるものに限る。)の画像情報を送信する方法が認められた。

【第6条第1項第1号チの内容】

- ①本人確認書類の原本(\*)の送付+転送不要郵便
- ②本人確認書類に組み込まれたICチップ上の情報(氏名、住居、生年月日)の送信+転送不要郵便
- ③本人確認書類(一を限りに発行されるものに限る。)の画像情報(特定事業者が提供するソフトウェアで撮影された、氏名、住居、生年月日、当該本人確認書類の厚みその他の特徴)の送信+転送不要郵便

(\*) 本人確認書類の原本には、「住民票の写し」等も含まれる。

【第6条第1項第1号リの内容】

- ①2種類の本人確認書類の写し+転送不要郵便

② 1 種類の本人確認書類（※）の写し＋補完書類（公共料金の領収書等。同居する者のものも可。）の原本又は写し＋転送不要郵便

※ 本人確認書類に現在の住居の記載がない場合、当該方法では、2 種類の補完書類（うち 1 種類は同居する者のものでも可）が必要。

※ 第 6 条第 1 項第 1 号ヌにより、証券口座の開設においてはマイナンバーを取得することから、従来の方法どおり、本人確認書類の原本又はその写しの送付を受けるとともに、転送不要郵便を送付する方法が認められている。

なお、平成 30 年改正法令（平成 32 年 4 月 1 日施行）の施行後の主な本人確認書類毎の取引時確認の方法について（オンラインで完結する本人確認方法を除く）は下記のようになる。

分類	主な本人確認書類	取引時確認方法
I	i 運転免許証	①原本提示
	ii 個人番号カード	② 2 種類の写しの送付＋確認記録に添付＋転送不要郵便 ③ 1 種類の写しの送付＋補完書類又はその写しの送付＋確認記録に添付＋転送不要郵便 ④原本送付＋確認記録に添付＋転送不要郵便 ⑤ I C チップ情報（氏名、住居、生年月日）の送信＋確認記録に添付＋転送不要郵便 ⑥画像情報（特定事業者が提供するソフトウェアで撮影された、氏名、住居、生年月日、厚みその他の特徴）の送信＋確認記録に添付＋転送不要郵便 ※ 上記②③に関わらず、証券口座開設においては、1 種類の写しの送付＋確認記録に添付＋転送不要郵便でも可。
II	i 健康保険証	①原本提示＋転送不要郵便
	ii 年金手帳	②原本提示＋他の本人確認書類（分類 I を除く）の原本提示 ③原本提示＋補完書類の原本提示 ④原本提示＋他の本人確認書類又はその写し（分類 I を除く）の送付＋確認記録に添付 ⑤原本提示＋補完書類又はその写しの送付＋確認記録に添付 ⑥ 2 種類の写しの送付＋確認記録に添付＋転送不要郵便 ⑦ 1 種類の写しの送付＋補完書類又はその写しの送付＋確認記録に添付＋転送不要郵便

		<p>⑧原本送付＋確認記録に添付＋転送不要郵便</p> <p>⑨画像情報（特定事業者が提供するソフトウェアで撮影された、氏名、住居、生年月日、厚みその他の特徴）の送信＋確認記録に添付＋転送不要郵便</p> <p>※ 上記⑥⑦に関わらず、証券口座開設においては、1種類の写しの送付＋確認記録に添付＋転送不要郵便でも可。</p> <p>※ 年金手帳は、令和4年4月1日をもって廃止されたが、令和4年3月31日以前に交付された年金手帳は、従前どおり本人確認書類として取扱うことができる。なお、年金手帳に代わって発行されることとなった基礎年金番号通知書は、本人確認書類として認められない。</p>
III	<p>i 住民票の写し</p> <p>ii 戸籍謄本（戸籍の附表の写しが添付されているものに限る）</p>	<p>①原本提示＋転送不要郵便</p> <p>②2種類の写しの送付＋確認記録に添付＋転送不要郵便</p> <p>③1種類の写しの送付＋補完書類又はその写しの送付＋確認記録に添付＋転送不要郵便</p> <p>④原本送付＋確認記録に添付＋転送不要郵便</p> <p>※ 上記②③に関わらず、証券口座開設においては、1種類の写しの送付＋確認記録に添付＋転送不要郵便でも可。</p>

（関係法令条文等）施行規則第6条第1項第1号イ、ロ、ハ、ニ、チ、リ、ヌ、第2項、第7条、第19条、施行規則改正附則第2項〔令和4年3月31日内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省令第一号〕、パブコメ No. 64、67、83（平成27年）

## 91 代理人からの提示について

Q 顧客等の代理人から、その他写真付本人確認書類に当たるものを本人確認書類として、提示された場合、どのように対応すればよいのか。

A その他写真付本人確認書類に当たるものとは、新規則第7条第1号ロに掲げる本人確認書類であって、一枚に限り発行されるものと、複数枚発行されるもの（※）がある。顧客等の代理人が顧客等に代わって複数枚発行される写真付本人確認書類を提示する場合、顧客等本人の容貌の確認が困難であること及び本人以外が所有しているおそれがあることから、顔写真付きではない本人確認書類の提示の場合と同様に、取引関係文書を顧客の住居に送付することが必要となる。なお、その他写真付本人確認書類であっても、一枚に限定されて発行されるものについては、取引関

係文書の送付は不要であり、提示のみで取引時確認が完了する。

※ 理論上は存在しうるが、実際にはそのような書類は確認されていない。

(関係法令条文等) 施行規則第6条第1項第1号イ、ロ、第7条第1号ロ

## 92 個人番号カード・通知カードについて

Q 個人番号カードを本人確認書類として掲示又は写しの提出を受ける場合に、取扱い上の留意点はあるか。また、通知カードは、本人確認書類として使用できるのか。

A 個人番号をその内容に含む個人情報の収集等は番号法に基づき原則として禁止されていることから、本人特定事項の確認に当たって顧客等から個人番号カードの提示を受けた場合には、特定事業者は、個人番号を書き写したり、個人番号が記載された個人番号カードの裏面の写しを取らないよう留意する必要がある。

個人番号カードの写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、個人番号カードの表面の写しのみを送付を受けることで足り、個人番号が記載されている個人番号カードの裏面の写しの送付を受ける必要はない。仮に個人番号カードの裏面の写しの送付を受けた際には、当該裏面の部分を復元できないようにして廃棄したり、当該書類の個人番号部分を復元できない程度に黒塗りする等の措置を施した上で、当該写しを確認記録に添付することが必要である。

また、個人番号カードには、表面に臓器提供意思表示欄があるが、臓器提供意思表示そのものは機微情報には該当しないが、例えば特記欄に病歴等が記載されている場合には、当該病歴等は機微情報に該当するためマスキングする等の措置が必要である。

平成30年改正法令（平成30年11月30日施行）により、個人番号カードを用いて、オンラインで完結する本人特定事項の確認を行うことが認められたが、この場合においても、上記事項について留意することが必要である。

なお、通知カードについては、施行規則において本人確認書類から除かれているため、本人確認書類として使用できない。

(関係法令条文等) 施行規則第6条第1項第1号、施行規則第7条第1号、平成27年金融庁告示第2号、第4号（平成27年9月18日公布）パブコメ No. 87、88（平成27年）、監督指針Ⅲ-2-6(1)②イ、パブコメ No. 27、31（平成30年）

93 本人確認書類における留意点（基礎年金番号、被保険者等記号・番号等、個人番号、機微情報）

Q 個人番号カード以外の本人確認書類についても、マスキング等、取扱い上の留意点はあるのか。

A たとえば、以下の本人確認書類においては、当該記載部分について、コピーを取らない、マスキングする、写しで提出を受けた場合には黒塗りにする等の措置が必要である。

- ・ 年金手帳の基礎年金番号…国民年金法により基礎年金番号の告知を求めること等が禁止されている。
- ・ 健康保険証の被保険者等記号・番号等…健康保険法等により被保険者等記号・番号等（保険者番号及び被保険者等記号・番号をいう。以下同じ。）の告知を求めること等が禁止されている（※）。
- ・ 住民票の個人番号…番号法により、原則として、個人番号を取得することが禁止されている。
- ・ 運転免許証の本籍…本情報は機微情報に該当する可能性があり、機微情報は金融分野における個人情報保護に関するガイドラインにより、原則として、取得が禁止されている。

※ 健康保険証の写しの提出を受ける場合には、あらかじめ顧客に対して被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう促すこと。

仮に、被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しの送付を受けた場合には、冒頭に記載のとおり当該記載部分について黒塗りにすることが必要である。

ただし、改正健康保険法等の施行日（令和2年10月1日）前において顧客から提示等を受け、金融商品取引業者等が本人確認記録として保存している被保険者証等の写し（電子ファイルを含む。）及び記録している被保険者等記号・番号等は黒塗りにする必要はない。

※ 年金手帳は、令和4年4月1日をもって廃止されたが、令和4年3月31日以前に交付された年金手帳は、従前どおり本人確認書類として取扱うことができる。なお、年金手帳に代わって発行されることとなった基礎年金番号通知書は、本人確認書類として認められない。

（関係法令条文等） 施行規則第7条第1号、監督指針Ⅲ－2－6（1）②イ

#### 94 例外的に複数の本人確認書類を用いた本人特定事項の確認

Q 氏名、住居、生年月日が同一の本人確認書類で確認できない場合は、複数の本人確認書類で確認することは認められるか。(特に顧客が外国人の場合に想定される。)

A 原則としては認められない。ただし、金融機関本人確認法の運用時と同様に、外国人については、一の本人確認書類において、氏名、住居、生年月日を確認することがどうしても不可能である場合には、複数の本人確認書類により確認することも許容されると考えられるが、これは、あくまでも例外的な取扱いである。

(関連法令条文等) 施行規則第7条第4号

#### 95 補完書類を用いた現在の住居の確認

Q 現在の住居の記載がない本人確認書類の写し及び当該記載のある補完書類の写しの送付を受け本人特定事項の確認を行う場合、取引関係文書はどこに送付すればよいか。

A 補完書類に記載されている現在の住居に宛てて送付する。顧客が法人である場合は同様に、補完書類に記載された本店等(営業所を含む)の所在地に宛てて取引関係文書を送付する。なお、当該補完書類に記載された住居、本店又は営業所の所在地等に赴いて当該顧客等又は代表者等に取引関係文書を交付する方法も認められる。

(関連法令条文等) 施行規則第6条第2項、第3項、第4項

### X II 既に取り引時確認等を行っている顧客の取扱いについて

#### 96 既に取り引時確認等を行っていることを確認したことに関する記録

Q 施行規則第16条の規定に従い、既に取り引時確認等を行っていることを確認した場合、当該確認について記録する必要はあるか。

A 施行規則第24条第1号から第3号までに掲げる事項(口座番号その他の顧客等の確認記録を検索するための事項、取引の日付及び取引の種類)を記録し、7年間保存する必要がある。ただし、上記事項が記録された取引記録等を作成し、7年間保存する場合は、新たな記録を別途作成・保存する必要はない。

(関連法令条文等) 施行規則第16条、第24条第1号、第2号、第3号

## 97 顧客が国等の場合の取引時確認済みであることの確認

Q 顧客が法第4条第5項に規定する国等（人格なき社団・財団を除く。）に該当し、かつ、取引の任に当たっている自然人（取引担当者）が変更になった場合、「確認記録に記録されている顧客等（自然人）」と「現在において取引の任に当たっている自然人」が同一の者でなくとも、既に取引時確認を行っていることを確認することは可能か。

A 質問のような場合であっても、施行規則第16条に規定する方法により、既に取引時確認等を行っていることを確認することができる（改めて取引時確認を行う必要はない。）。

（関連法令条文等）法第4条第3項、施行令第7条第1項、第13条第2項、施行規則第16条

## 98 電話による注文の場合の面識ありの取扱い

Q 電話により注文を受ける場合において、施行規則第16条第2項に規定する「面識がある場合その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることが明らかな場合」に該当する例外的なケースとは、どのようなケースが考えられるか。

A 顧客とその直前に面談を行っている等の特段の事情があり、電話の相手方が、確認記録に記録されている顧客と同一であることが明白である場合に限り、該当する。

（関連法令条文等）施行規則第16条第2項

## 99 代表者等が変更した場合の面識ありの取扱い

Q 「代表者等と面識がある場合」について、代表者等が変更になった場合、「確認記録に記録されている代表者等」と「現在の代表者等」が同一の者でなくとも、既に取引時確認を行っていることを確認することは差し支えないか（金融商品取引業者等が代表者等と面識があると認識してよいか。）。

A 現在の代表者等と面識があることにより、当該顧客について既に取引時確認を行っていることが確認できる場合には、そのとおり解して差し支えない。（既に取引時確認を行っていることの確認は、顧客について行うものであり、代表者等について行うものではない。）

(関連法令条文等) 法第4条第3項、施行令第7条、第13条第2項、施行規則第16条

100 「顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す書類その他の物」の範囲

Q 施行規則第16条第1項第1号に規定する「顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す書類その他の物」とは、金融商品取引の場合どのようなものが考えられるか。

A 証券カード、契約締結時交付書面、取引残高報告書等の顧客しか入手できないようなものが考えられる。

(関連法令条文等) 施行規則第16条第1項第1号

101 「顧客等しか知り得ない事項その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項」の範囲

Q 施行規則第16条第1項第2号に規定する「顧客等しか知り得ない事項その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項」とは、金融商品取引の場合どのような事項が考えられるか。

A 金融商品取引については、口座番号、暗証番号、パスワード等を組み合わせることが考えられる。

(関連法令条文等) 施行規則第16条第1項第2号

### XIII 確認記録について

102 取引時確認を行った者、確認記録の作成者の記載

Q 取引時確認の事務を他の会社に委託(アウトソーシング)している場合、「取引時確認を行った者の氏名」、「確認記録の作成者の氏名」は、委託先(他の会社)において、実際に取引時確認を行った者及び実際に確認記録を作成した者の氏名を記録することとなるのか。

A 実際に取引時確認を行った者及び実際に確認記録を作成した者の氏名を記録することとなる。したがって、この場合、委託先の者について記録することとなる。  
なお、取引時確認について、他者に委託している場合であっても、取引時確認の

義務及び責任は金融商品取引業者等にあることに留意する必要がある。

(関連法令条文等) 施行規則第 20 条第 1 項第 1 号、第 2 号

#### 103 確認記録の「氏名その他の当該者を特定するに足りる事項」の記載

Q 「氏名その他の当該者を特定するに足りる事項」とは、たとえば、当該者の押印がなされていればよいのか。

A 当該者が特定できるのであれば押印でも構わない。また、社内コードにより特定できる場合には、社内コードを記録することも可能である。

(関連法令条文等) 施行規則第 20 条第 1 項第 1 号、第 2 号

#### 104 確認記録の「本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻」の記載

Q 来店等により、顧客より本人確認書類の提示を受けた場合（当該提示を受けた本人確認書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に保存する場合を除く）、当該提示を受けた時刻の記録は、どの単位で記録すればよいのか。

A 少なくとも、取引時確認を行った者やその状況等が特定できる程度の範囲での時刻の記録が必要である。

(関連法令条文等) 施行規則第 20 条第 1 項第 3 号

#### 105 確認記録の「取引時確認を行った取引の種類」の記載

Q 「取引時確認を行った取引の種類」とは、「有価証券の取引」である旨が記録されていればよいのか。また、「有価証券の取引」である旨が記録されていなくとも、協会規則の定める「顧客カード」の様式に従い、該当する取引の種類が記録されていればよいのか。

A 前段については、そのとおりに解して差し支えない。後段については、取引時確認を行った取引の内容が実質的に分かるものであれば、差し支えない。

(関連法令条文等) 施行規則第 20 条第 1 項第 15 号

#### 106 確認記録の「確認を行った方法」の記載

Q 顧客等又は代表者等の本人特定事項の「確認を行った方法」には、本人確認書類の名称が記載されていればよいのか。また、顧客の職業又は事業内容や実質的支

配者の本人特定事項等の「確認を行った方法」には何を記録すればよいか。

A 「顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行った方法」については、たとえば、「運転免許証の提示」、「運転免許証の写しの受領及び配達記録郵便による送付」、「施行規則第6条第1項第1号イの方法」のように記録することが考えられる。また、顧客の職業又は事業内容や実質的支配者の本人特定事項、実質的支配者と顧客との関係、資産及び収入の状況に関する「確認を行った方法」としては、たとえば、「書類の提示」、「書類の送付」、「ウェブサイトでの閲覧」と記録することなどが考えられる。

(関連法令条文等) 施行規則第20条第1項第16号、第23号～第25号、パブコメ No. 18 (平成23年)

#### 107 確認記録の「当該代表者等と顧客等の関係」の記載

Q 法人の場合において、「当該代表者等と顧客等の関係」とは、当該代表者等の役職名を記載することでよいか。

A 当該代表者等の役職名を記載することで差し支えない。

(関連法令条文等) 施行規則第20条第1項第21号

#### 108 「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由」

Q 施行規則第20条第1項第15号の「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由」とは、具体的には何を記録すればよいか。

A 「顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由」については、たとえば、施行規則第12条第4項に規定する事由のいずれに該当したか等について記録することが考えられる。

(関連法令条文等) 法第6条第1項、施行規則第20条第1項第21号、パブコメ No. 109 (平成23年)

#### 109 確認記録の「当該代表者等と顧客等の関係」の確認

Q 「当該代表者等と顧客等の関係」について、当該代表者等又は当該自然人の名刺により確認した「関係」を記録することでよいか。また、当該代表者等から、口頭により確認した「関係」を記録することでよいか。

A 業務における通常の善管注意義務の下で、名刺又は口頭により確認した「関係」を記録することで差し支えない。

なお、名刺の提示のみによっては、「顧客等のために特定取引等の任に当たっている」と認められないことに注意を要する（Q30を参照）。

（関連法令条文等）施行規則第20条第1項第21号

#### 110 本人確認記録について（個人番号カード）

Q 取引時確認の確認記録には、本人確認書類を特定する事項を記載する必要があるが、個人番号カードによって取引時確認を行った場合には、どのような情報を記載すればよいか。

A 個人番号を記録することは番号法上認められないことから、「当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項」に関しては、たとえば、書類の発行者及び有効期間等を記録することとなる。

なお、法人番号については収集等が制限されないため、「国税庁から通知される書面」を本人確認書類として使用した場合に、法人番号を確認記録に記録することは差し支えない。

（関係法令条文等）施行規則第7条第1号イ、第20条第1項第17号、パブコメNo. 152、153（平成27年）、監督指針Ⅲ－2－6（1）②イ

#### 111 本人確認記録について（年金手帳）

Q 取引時確認の確認記録には、本人確認書類を特定する事項を記載する必要があるが、年金手帳によって取引時確認を行った場合には、どのような情報を記載すればよいか。

A 基礎年金番号については、国民年金法の趣旨に則り、確認記録への記載は行うべきでない。よって、「当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項」に関しては、基礎年金番号以外の、たとえば書類の交付年月日等を記録することとなる。

なお、確認記録として年金手帳の写しを添付して保存する場合であっても、基礎年金番号を復元できない程度にマスキングする必要がある。

※年金手帳は、令和4年4月1日をもって廃止されたが、令和4年3月31日以前に交付された年金手帳は、従前どおり本人確認書類として取扱うことができる。な

お、年金手帳に代わって発行されることとなった基礎年金番号通知書は、本人確認書類として認められない。

(関係法令条文等) 施行規則第7条第1号ハ、第20条第1項第17号、施行規則改正附則第2項〔令和4年3月31日内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省令第一号〕、監督指針Ⅲ-2-6(1)②イ

## 112 本人確認記録について（健康保険証）

Q 取引時確認の確認記録には、本人確認書類を特定する事項を記載する必要があるが、健康保険証によって取引時確認を行った場合には、どのような情報を記載すればよいか。

A 被保険者等記号・番号等（保険者番号及び被保険者等記号・番号をいう。以下同じ。）については、健康保険法等の趣旨に則り、確認記録への記載は行うべきでない。よって、「当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項」に関しては、その名称に加えて、発行主体及び交付年月日等を記録することとなる（※）。

なお、確認記録として健康保険証の写しを添付して保存する場合であっても、被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングする必要がある。

※ 改正健康保険法等の施行日（令和2年10月1日）以降に施行日前に交付された健康保険証によって取引時確認を行う場合についても被保険者等記号・番号等ではなく、その名称に加えて、発行主体及び交付年月日等を記録する必要がある。

(関係法令条文等) 施行規則第7条第1号ハ、第20条第1項第17号、監督指針Ⅲ-2-6(1)②イ

## 113 本人確認記録について（実質的支配者）

Q 「実質的支配者と当該顧客等との関係」は、どの程度詳細に確認し、どのように確認記録に記載すればよいか。

A たとえば「親会社の過半数の議決権を保有する者」「大口債権者」「代表取締役」等、当該実質的支配者と当該顧客等の関係が具体的に分かる内容を可能な範囲内で記録することとなる。

(関係法令条文等) 施行規則第20条第1項第24号

#### 114 本人確認記録について（外国PEPs）

Q 顧客を外国PEPsであると認めた理由を確認記録に記載しなければならぬが、どのような理由を記載すればよいか。

A 「同項各号に掲げるものであると認めた理由」の記録は、たとえば「〇〇国の〇〇大臣であるため」など、顧客等がいかなる職にあるか、いかなる職にある者の家族であるか又はいかなる職にある者が実質的支配者であるかといったことを記録し、なぜ当該顧客等が「同項各号に掲げるもの」であるかが分かるように記録することとなる。

（関係法令条文等）施行規則第20条第1項第28号、パブコメ No. 145、155（平成27年）

#### 115 国等の取引担当者に変更になった場合の取扱い

Q 国等の取引担当者に変更になった場合、確認記録を変更する必要があるか。

A 原則として「Q74 法人の代表者・取引担当者の変更に係る取扱い」と同様である。

なお、顧客が法第4条第5項に規定する「人格のない社団又は財団」に該当する場合において、取引を行う際に取引担当者を変更されているときは、変更後の取引担当者について取引時確認を行う義務があることから、取引時確認を行った内容に基づき確認記録を変更し、当該記録を保存することとなる。

（関連法令条文等）法第4条第5項、施行規則第16条第1項、第20条第1項第21号、第3項

#### 116 施行規則第20条第3項の解釈

Q 施行規則第20条第3項の規定は、市町村の合併等により、市町村の名称が変更された場合に確認記録の変更を義務付ける規定ではないと解してよいか。

A そのとおり解して差し支えない。

（関連法令条文等）施行規則第20条第3項

#### 117 確認記録と顧客カードの兼用

Q 本法に定める確認記録と協会規則に定める顧客カードについて、同一の用紙に

より兼用することは可能か。

A 確認記録の記録事項及び顧客カードの記載事項が盛り込まれていれば兼用することは可能である。

(関連法令条文等) 法第6条

#### XIV 取引記録等について

##### 118 取引記録等の作成・保存の範囲

Q 取引記録等の作成・保存は、顧客との取引に限定されるのか。

A 自己の取引であっても、別表（第4条関係）に規定する「特定業務」に該当するものについては、取引記録等を作成・保存する必要がある。ただし、施行令第15条及び施行規則第22条に規定する取引については、取引記録等の作成・保存は必要ない。

(関連法令条文等) 法第4条第1項、第7条第1項、施行令第15条、施行規則第22条

##### 119 取引記録等の法定帳簿による代替

Q 取引記録等については、金融商品取引法上の帳簿書類で代替することができるのか。

A 金融商品取引法上の帳簿書類で代替ことができ、具体的には、顧客勘定元帳により代替することができるものと考えられる。

ただし、顧客勘定元帳に記録されていない記録事項やその他の取引については、別途記録しなければならないが、既に作成している他の帳簿に当該取引に係る取引記録等の記録事項が記録され、当該帳簿が保存されていれば問題ない。

(関連法令条文等) 法第7条、施行規則第24条

##### 120 「財産移転を伴う取引」の解釈

Q 金融商品取引業者等が顧客の指示に基づき、顧客名義の銀行口座に有価証券の売却代金等を銀行振込することは、施行規則第24条第5号に規定する「財産移転を伴う取引」に該当するのか。

A 該当する。

(関連法令条文等) 法第 7 条、施行規則第 24 条第 5 号

## **X V 引受に係る取引時確認義務関係**

### **121 引受に係る取引時確認義務**

Q 有価証券の引受に係る契約の締結については取引時確認が必要な取引として規定されているが、引受に際し、幹事会社となっている場合と非幹事会社（発行者又は売出人と引受契約の締結について協議を行うことのない会社をいう。）となっている場合で取扱いに違いはあるか。

A 幹事会社又は非幹事会社の区別なく、発行者又は売出人について取引時確認を行う必要がある。

(関連法令条文等) 法第 4 条、施行令第 7 条第 1 項第 1 号リ

### **122 売出人が複数いる場合の取扱い**

Q 売出人が複数いる場合、すべての売出人について取引時確認を行う必要があるか。

A すべての売出人について取引時確認を行う必要がある。

(関連法令条文等) 法第 4 条、施行令第 7 条第 1 項第 1 号リ

### **123 取引時確認の主幹事会社への委託**

Q 引受に際し発行者又は売出人について取引時確認を行う場合において、各引受会社が主幹事会社に取引時確認を委託することは可能か。

A 引受会社（非幹事会社を含む。）が主幹事会社に委託して施行令第 7 条第 1 項第 1 号に定める取引を行う場合は、引受会社が施行令第 13 条第 1 項の規定に基づき、取引時確認済みであることを確かめる措置をとれば、主幹事会社が既に行った取引時確認を援用することも可能である。

(関連法令条文等) 法第 4 条、施行令第 13 条第 1 項第 1 号

## XVI その他

### 124 外国会社及び外国所在営業所における取引時確認の措置等について

Q 自社の外国会社及び外国所在営業所においては、外国の法令を遵守する必要があるが、その求められる内容が日本で求められている取引時確認等よりも緩やかな措置である場合、上乘せの対応が必要となる。「緩やか」であるかどうかはどのように判断すればよいのか。

A 外国会社又は支店を設置した外国の法令を遵守するため、法令内容を詳細に確認する際に、当該外国の法令により義務付けられる措置と我が国の取引時確認等の措置を比較することが必要になる。この比較においては、取引時確認等の措置の全部又は一部が義務付けられていない場合には、「緩やか」と評価されるものと考えられる。その際、必ずしも我が国の取引時確認等の措置と同様であることは必要ではなく、同様の実効性が確保されているかを各社の判断において行うこととなる。

また、外国の法令により義務付けられた措置が我が国の取引時確認等の措置より、高い基準である場合、当該基準に即した対応を行うよう努める必要がある。

(関係法令条文等) 施行規則第 32 条第 2 項第 1 号、パブコメ No. 198～200 (平成 27 年)、監督指針Ⅲ－２－６(１)⑤

以 上